

第一類 第九号

第八回 国会

商工委員会

議録第十九号

(三九七)

昭和五十二年四月二十八日(木曜日)

午前十時五分開議

出席委員

委員長

野呂 恒一君

理事

中島源太郎君

理事

武藤 嘉文君

理事

上坂 昇君

理事

松本 忠助君

理事

青木 正久君

理事

柏谷 茂君

藏内 修治君

田中 正巳君

中西 啓介君

櫛橋 進君

葉梨 道彦君

林 道彦君

後藤 石松君

武部 英雄君

玉置 一徳君

鹿野 道彦君

北川 石松君

佐々木義武君

辻 幸雄君

前田治一郎君

萩原 弘海君

中村 順治君

西銘 佐治君

加藤 敬三君

前田治一郎君

大成 幸雄君

田中 龍夫君

藤田 正明君

正雄君

大橋 宗夫君

田中 龍夫君

通商産業大臣

内閣審議官

総理府総務副長

官房審議官

公正取引委員会

官房審議官

事務局官房審議官

出席政府委員

委員の異動  
四月二十八日  
辞任

補欠選任

出席國務大臣

参考人

参考人

官商産業政務次官  
通商産業大臣官  
房長官  
通商産業大臣官  
房審議官  
中小企業庁長官  
部小企業庁指導  
部長 小松 松永 光君

同日  
北川 石松君  
中村 弘海君  
渡辺 秀央君  
島村 宜伸君  
大原 一二三君  
大成 正雄君

辞任  
藏内 修治君  
渡辺 秀央君  
島村 宜伸君  
大成 正雄君

補欠選任

参考人

またわけであります。また、独禁法が大企業批判、商社批判と結びつき、大企業に対する規制強化の観点からも独禁法改正が強く求められるようになりました。

しかし、歴史をひもとき、広い地球上の出来事を見渡しますと、人や民族は時として考え方の間違いを起こし、狂氣を発することがあります。オイルショック直後の日本の社会全体もまさにそのような間違い、狂った一時期であったと考えられます。狂乱物価や買占い占め、爆弾事件と混乱と不安、動搖のさなかにありました。そのさなかに大企業悪だとか、悪徳商社だと、企業の原価を公表せよとか、社会経済秩序を破壊する風潮が広く蔓延いたしました。そして不幸にもそのころ、国政の最高責任者である政治も時折よろめき、本来あるべき毅然たる態度を持すべき立場を忘れて、時の流れに巻き込まれ同調するやの言動もありました。独禁法改正案はそのころ、時に狂気から抜け出していくにはかかられています。

その後数年たち、社会全体がようやく平静を取り戻し、虚と実を冷静に見分け得るようになつた今日、再び本案のように狂気時代の姿に逆戻りした改正案が国会に提案されるという政治のありよう常識ある大多数の国民は不可解の念を抱いておると考えます。

ともあれ、独禁法本来の目的は、公正自由な競争を促し、事業者の創意を發揮させることによって消費者の利益の確保と国民経済の健全な発達を図ることにあります。このような独禁法本来の趣旨から離れて、経済の基本法として神聖なるべき独禁法に明白にその枠外のものを持ち込み、自由経済体制とは正反対の統制経済を志向するやの諸点を含む本案は、改正議論当初の混乱、狂氣を色濃く残しており、われわれ産業人としてとうてい賛意を表しかねる次第でございます。極言いたしますならば、本案は自由企業体制によって今日の繁栄を見た日本経済を破壊に追い込もうとしている

る所に考慮されず、また、万一切のような独禁法が日本に生まれれば諸外国から嘲笑を買うことを見恐れるものであります。

第二に、本案は、大企業は悪なりとのデマにだまされてか、こびてか、寡占企業はその立場を利かして国民经济に有害な行動をするおそれありと用して国民経済に有害な行動をするおそれありとの仮説に立ってつくられておると見られます。いわゆる構造規制について言うならば、当委員会での政府答弁では、現在のところ分割の必要は認めぬが弊害予防のために分割規定を設けたというふうに言つていて承知いたしておりますが、およ

そ法は必要に応じてつくらるべきもので、外国企

業にはそのような例があるとか、あるいは狭い視野での空想による仮説に基づいて、その論理だけを追求する一部の学者になぜ追随しなければならないのでしょうか。正しい事実は、日本においては、いわゆる寡占業種企業は、いまの公取委員長が言われるごとく、過去、現在国民経済に有害なことは何をしていないということであります。一度も罪を犯したことのない九業種を持ち出して予防規定を設けたというごときは非情と言つべきでしょうか、あるいは失礼ぎわまると言つべきでしょうか、あるいは法の暴力と言うべきでしょうか、全く理解できない気持ちでいっぱいでござります。

九業種企業に働く経営者、技術者、一般従業員等関係者は数百万人に及びますけれども、皆はその仕事の国家的、社会的意義を感じ、日夜自己啓発に努めつつ、能力の限りを尽くし、脂汗を流しつつ、良質かつ低廉な商品を、しかも世界のどこよりも国内の需要者、消費者に安く安定的に供給し、さらに海外に輸出して日本のために貴重な外貨をかせぎ、あるいは輸入を減らしておるのあります。この数百万の人々は、そのような成果を現に挙げて生きがいを感じ、働く喜びを感じているのが眞実であります。

よき政治とは、このような業界、企業、従業員に対し、国民を代表して感謝の気持ちを若干でも何らかの形であらわしてよいのではないでしょ

うか。しかるに本案のごとく、非情にも九業種は国民に対し悪いことをしそうなやつだとのレッテルを張るうとしているのはどう理解せよといふのであります。第三に、本案は経済実体についての把握が余りにも不足しております。法は正義なりとの言葉がありますが、法が正義として受容されるためには、そして経済基本法である独禁法の改定の場合にはなおさらのこと、立案者は、日本の産業経済の実体、そのビヘービアを詳細、正確に調査、把握して所要の法案をつくる責任があると考えます。また、仮に一案を構想した場合にも、その影響、弊害に十分思いをいたして立案すべきものと考えます。いかなる事情、理由によりますか理解しがたいでございますが、本案は複雑多岐な産業界、経済界の実情を把握することなく、抽象的、観念的な机上の論理だけを追求して作案されたと思われます。おかしな案ができたのもしごくもつともと言はばございません。

幾つかの事例を挙げてみましよう。九業種を当面寡占するわち悪のおそれありとの指定をしたといふことの非現実性はただいま申し上げましたので省略いたしますが、外國では逆のことがあります。よくも聞いておりますけれども、日本では寡占するわち悪ではなく、寡占するわち猛烈な競争状態にあることは、たとえば自動車産業における日産、トヨタの競争状態をこんなになれば明白あります。本案は、独禁法が本来追求すべきこのよ

うな競争状態の存在を何ら顧慮せず、單に利益が多過ぎるという外形標準、それも当局の説明によれば平均利益率の五割増以上をもつて多過ぎると認定しようとすると聞いております。

第四に、日本経済の現時点の実体は、むしろ現行独禁法を一時停止しても不況業種の救済に乗り

日本の自動車産業は現在国内よりも輸出のかせぎで多くの利益を上げ、あるいは過去数十年にわたる努力の結果、借金ゼロの経営で他よりすぐれ利益を上げておるといふことは産業人ならだれでも知っています。売上高利益率で二割とか三割とかを上げておるといふならともかく、わずか数%の利益しか上げ得ないで、資産の食いつぶしをしつつある現況を是正しないで苦しいいる状況の産業界の今日の平均利益率は低いものであります。それの五割アップをもつて弊害と言つていうのはまことに実情無視ほんはなはだしく、公正妥当な基準からほど遠いと言えます。しかし、この点は実施段階で別なりとも足りない次第でございます。今回の改正案は、どう見てもそれだけでは国民経済上弊害ありとはとうてい断定できないと思ひます。この点は他の参考人から詳細申し上げるのでお聞きいただきたいと思います。

第三に、本案は経済実体についての把握が余りにも不足しております。法は正義なりとの言葉がありますが、法が正義として受容されるためには、そして経済基本法である独禁法の改定の場合にはなおさらのこと、立案者は、日本の産業経済の実体、そのビヘービアを詳細、正確に調査、把握して所要の法案をつくる責任があると考えます。また、仮に一案を構想した場合にも、その影響、弊害に十分思いをいたして立案すべきものと考えます。いかなる事情、理由によりますか理解しがたいでございますが、本案は複雑多岐な産業界、経済界の実情を把握することなく、抽象的、観念的な机上の論理だけを追求して作案されたと思われます。おかしな案ができたのもしごくもつともと言はばございません。

幾つかの事例を挙げてみましよう。九業種を当面寡占するわち悪のおそれありとの指定をしたといふことの非現実性はただいま申し上げましたので省略いたしますが、外國では逆のことがあります。よくも聞いておりますけれども、日本では寡占するわち悪ではなく、寡占するわち猛烈な競争状態にあることは、たとえば自動車産業における日産、トヨタの競争状態をこんなになれば明白あります。本案は、独禁法が本来追求すべきこのよ

出すべき時期であるくらいでございまして、前述のように、疑義と欠陥の多い本案を論議すべき場合ではないと思います。

私が申し上げるまでもなく、全国津々浦々の経済事情に詳しい先生方は、現在、好況業種は自動車、家電等一部にとどまり、なべて深刻な不況に苦しんでおることは御承知のとおりでございまして、その原因と対策は業種により一様ではないことも申すまでもありません。しかし、過当競争体質が不況への対応、回復をおくらせ、その傷を大きくし、いまや金融機関、商社などの支援も限界に近づきつあることを見落としてはならないと思います。このことは、私も参加いたしましたが、経団連で主要二十二業種につきまして立ち入った経済実体の調査を行い、その結果を三月に「減速経済下の日本産業の針路」として発表いたしましたが、この作業を通じて日本経済が大きな転換期にあることを改めて痛感させられた次第であります。織維、造船、アルミ、海運、化學肥料、ソーダ、工作機械など多くの業界が内外諸情勢の変化に対し、業界の存亡をかけたと言つても過言でないほどの厳しい対応を迫られております。

一方、国際競争力のある産業についても、自動車、テレビ、鉄鋼、造船などのようなものは輸出増加に対して相手国からの非難が強まっております。しかも、当面する諸困難を乗り越えていくべき企業の体力は、石油危機に引き続き深刻な不況の中で著しく疲弊しております。生き残っていくためには、水平的な企業間の連携強化や、さらには企業の整理統合あるいは垂直的な企業結合などによって思い切った構造改善をしなければならないものが多いと考えられます。その際いたずらに独禁政策を強化し、業界内の連携強化はいけないとか、あるいは株式保有を大幅に制限し、垂直統合を制約するといふようなことをやられると、独禁政策が足かせとなつて構造改善が進まないと、いう事態も予想されます。このような状況にあり

ますときに、構造規制が必要だと価格の同調値上げが問題だとか言わるのは全く不当でもありますし、逆に、その影響に対してもそれが責任を負うか。

いなく実際界にもたらすであろう次のよきな悪影響と弊害をあわせ考えますと、ますます問題があると言わざるを得ないのでありますて、以下、この規制のもたらす悪影響と弊害につきまして四点ばかり申し上げたいと思います。

まず、第一点は、値上げが同調的になるのは經濟の実体から見れば当然のことであり、これを規制するなどということは正常な經濟活動をゆがめるものであると思ひます。鉄鋼、アルミなどのいわゆる素材産業におきましては、各企業で生産する製品の間には品質上の差はほとんどないと言つてよいのであります。そこで、各企業とも価格面で厳しい競争をすることにならざるを得ません。一方、自動車、造船、電機、建設等の需要業界もそれぞれ厳しい競争経済のものにありますから、少しでも安い原材料を手に入れようと努力しているのであります。このような状況におきまして、仮に素材産業の中のある一企業だけが値上げを表明しましても需要業界は安いところから買おうとするので、値上げを表明した企業は需要業界からはじまどに相手にされないのは当然であります。結局その値上げは実現しません。また、需要業界においても、何も自分のところだけ値上げを認めてあえて不利な価格で購入するなどといふかなことはいたしません。

したがって、結局値上げが実現するのは、素材

産業の大部分の企業がコストアップでどうにもならないというようなことで値上げせざるを得ないという状況に追い込まれ、需要業界もこのような事情を理解した上で、さらに需要業界間におきましても、自分のところだけが値上げの受け入れによって競争上不利な立場に立つのではないという見通しがついた場合に限られるのであります。こういった意味で値上げが同時期となるのは当然でございます。

また、仮に、素材産業の各企業が表明する値上げ幅が各企業ごとにまちまちであるとしますと、需要業界の各企業は一番値上げ幅の小さい企業の製品を購入しようとするのは当然のことであります。

ですから、これ以上の値上げ幅を表明した企業は需要業界からは相手にされないことになります。結局のところ、最小の値上げ幅を表明した企業以外

の値上げの表明は、それは単なる希望を表明した

にすぎませんで、実際に実現できる値上げは、最小

限の上げ幅を表明した企業のその幅に収斂してし

ます。

さるに、コストの内容の面で、たとえば原材料について見ますれば、石油、石炭、鉄鉱石、非鉄

金属などのほとんどの原材料は国際価格があり、ど

また、この国際価格は同時期に変動するので、ど

の企業に対しても同時に同一の価格となる

わけであります。さらに、各企業とも絶えざる技

術革新を行つてゐるので、その設備構造もほぼ類

似のものとなつております。また、労働者の賃金

は、周知のとおり、春闘における賃金改定の過程

に見られるように、同一水準で同時期に変動いた

します。また、企業の借入金にかかる金利も同

様に同一水準で同時期に変動いたします。した

がって、その結果、各企業とも必要とする値上げ

は同一水準、同時期になるのでありますて、結果

的にはまさに一物一価とならざるを得ないのであ

ります。

同調的値上げ規制に関して、一部に、各企業と

の公表につながる可能性が強く、この原価公表は

自由経済体制を根本から否定することになるとい

う点であります。この同調的値上げ規制は、公取

が出した改正試案の骨子の中であつた例の原価

の公表命令に対応するものであります。一方、昨

今の値上げは、資源エネルギーなどの価格高騰に

起因するいわゆるコストブッシュによるものであ

りますから、これらを考え合わせると、値上げ

したようなことにかんがみれば、かような考え方

は全く現実離れたがしておることは明白であります。

以上述べましたとおり、経済の実態から見れば

わざわざそのつど各企業から値上げの理由の報告

を求めるなどという必要は全く認めることはでき

ないのであります。

第二点としましては、企業がいかなる収益を上

げているか、既存の公開資料で十分調査が可能でありますので、かかる規制が必要がないということであります。

そもそも、何ゆえ価格を引き上げるのかなどとすることについて説明せよといふのは一体いかないことをによるものか、全く理解に苦しみます。も

うことによると、価格を引き上げることには、企業が

どの程度の収益を上げているのか、あるいは価格の引き上げの結果国際価格などに比べて不適に高

い価格となり、また、そのため購入者の利益を

不適に害することになつていいのかなどについ

て調査しようといふのであれば、何もわざわざ報告を徵するまでもなく、いまのまでも、企業の

財務諸表、有価証券報告書等の分析や商品の国際

価格との比較を行うことで十分その目的を達し得るはずです。

合理的な理由、目的がないの

にいたずらに報告を求めるということは、結局公取の価格介入行為につながるので、きわめて不当と

言わざるを得ないのです。あるいは産業の

国家管理の権限を公取に与えようとするのかとす

ら疑いたくなる次第であります。

第三点は、本規制は企業の最高機密である原価

の公表につながる可能性が強く、この原価公表は

自由経済体制を根本から否定することになるとい

う点であります。この同調的値上げ規制は、公取

が出した改正試案の骨子の中であつた例の原価

の公表命令に対応するものであります。一方、昨

今の値上げは、資源エネルギーなどの価格高騰に

起因するいわゆるコストブッシュによるものであ

りますから、これらを考え合わせると、値上げ

したようなことにかんがみれば、かような考え方

は全く現実離れたがしておることは明白であります。

ともこれを最高機密としているのであります。これは世界的に見ても異論のないところでございます。したがつて、原価のような機密事項につき報告を徵收され公表されることは、企業にとってまさに致命的であると言つても過言ではないと思ひます。

また、自由経済体制のもとでは、原価公表は消費者及び国民経済に多大の損失を与えることは多々あります。すなわち自由経済体制下におきましては、企業は他企業の原価を相互に知り得ないがために、最大限の努力をして原価の削減を図り、他企業との熾烈な競争にいどんでいくわけであります。ところが、この原価が公表されたとおりまして、競争当事者間で相互に知り得ないはずの原価が判明してしまうことになれば、互いに相手の手のうちがわかつてしまい、業界全体の競争の風土を弱めることになり、それゆえに原価切り下げのための技術革新意欲を失わしめ、結局国民にいたずらに報告を求めるということは、結局公取の価格介入行為につながるので、きわめて不当と言わざるを得ないのです。あるいは産業の国家管理の権限を公取に与えようとするのかとすら疑いたくなる次第であります。

第三点は、本規制は企業の最高機密である原価の公表につながる可能性が強く、この原価公表は

自由経済体制を根本から否定することになるとい

う点であります。この同調的値上げ規制は、公取

が出した改正試案の骨子の中であつた例の原価

の公表命令に対応するものであります。一方、昨

今の値上げは、資源エネルギーなどの価格高騰に

起因するいわゆるコストブッシュによるものであ

りますから、これらを考え合わせると、値上げ

したようなことにかんがみれば、かのような考え方

は全く現実離れたがしておることは明白であります。

最後に、第四点として指摘いたしたいのは、原価の公表は貿易立国であるわが国の經濟を重大な危機に陥れることになるということであります。

周知のとおり、わが国は資源、食糧等国民生活に不可欠な物資の大半を外国からの輸入に頼り、工業製品を外国に輸出するということによつて成り立つておる典型的な貿易立国であります。この場

易を非常に有利に進むことができます。しかし、原価は世界各国企業共通の最大機密事項でありますため、わが国としてもいかなる手段を用いてもどうてい知ることはできないものであります。ところが、わが国企業の原価のみが一方的に公表されてしまうことになりますれば、わが国が輸出する商品の原価を輸入国が知るといったしますると、輸入国はわが国の手のうちを見て不當な経済にきわめて不利益な結果をもたらすことは火を見るよりも明らかであります。すなわち、わが国が輸出する商品の原価を輸入国が知ることとなり、国民党にきわめて不利益な結果をもたらすことには火を見たときに走ることになるであります。また、輸入国自身の原価がわが国の原価と比較して余りに高い場合を考えてみますれば、わが国の旺盛な競争力を警戒する余り、輸入制限、関税引き上げなど、保護貿易政策を強化することとなりましょう。これは昨今の米国や欧州の動向にも見られるようく疑う余地がないと思います。

さらに、資源の大部分を海外に依存しているわが国経済にとりまして、長期安定的に安価な原材料を確保することはお国のためにきわめて重要であります。しかし、この場合に原価が公表され、相手国との知り及ぶところとなりますると、わが国の価格交渉力は著しく制約され、自由な国際取引は大きく阻害され、結局値段の高い資源を購入せざるを得なくなるおそれがあります。このようにわが国が資源問題に大いに悩まされることになるのは明らかでございます。

以上、るる申し上げましたが、同調的値上げ規制を導入することは独禁法の理念である自由競争をかえつて阻害することになるばかりか、わが国産業を国際的にきわめて不利な状況に陥れ、ひいては国益に反する事態を招くこととなるかと思います。かような規制はそもそも經濟の実体を無視したものと言わざるを得ないのであります。いやしくも、眞にわが國經濟の發展、自由經濟体制の維持、消費者の利益その他國民經濟の

健全化を願う者であれば、絶対にかかる制度の導入は許すべきではないと考えます。その他にもいろいろ申し上げたことがござりますが、たとえば課徵金に関しては、先日入江参考人も指摘されておりますように、審判等における企業側の正当な防衛に不当な圧力とならないよう実行期間を定めていただくとか、あるいは課徵金に最高限度を設けていただきたいと思います。株式保有制限につきましては、その趣旨、目的が理解できないなど、いろいろ申し上げたいのですが、私としましては、これまで申し上げました諸点及び本日御出席の他の参考人が述べられます御意見を十分しんしゃくされまして、本法案が抜本的に修正されることを強く希望するものであります。そのためには、改めて政府に審議会を設け、関係者が集まり、何よりも日本の経済実体の十分な分析を踏まえて、公正取引委員会のあり方を含め、何年もかけて徹底した分析討議を行なうべきものであり、また、それだけの打ちと必要のある問題だと確信するものであります。

ところで、最後に申し上げたいと思いますのは、昨夜七時のNHKテレビあるいは本朝の各紙が書いておりますように、与野党間に話し合いが成立したので今国会で本案は成立するという点についてであります。

本日われわれ参考人が本委員会に呼ばれて本案のおかしさ、ふぐあいさについて述べ、これは独禁法の改悪であり、日本経済に重大な悪影響を及ぼすおそれありという陳述をすることはこれではすべて茶番劇ではないのか、出席することはやめようじゃないかということを他の参考人からも夜私は言われたのであります。しかし、私はその人たちの不満は抑えて、ともかく日本のために言ふべきことは言いましょうとおなだめして本日あって出席いたしました。

国会の取り扱いにつきましては私は不案内でござりまするけれども、本委員会の諸先生方は、党派の違い、主義主張の違いはありますても、それ

それに日本を要される方々であると存じます。このまま原案どおり——一部の修正はあるようにも聞いておりますが、成り立つことが本当に日本のためになると思ひでしようか。われわれがるる申し上げたことに多少の御理解、御同感をいただけましたならば、それそれに先生方が各党の御首脳間の了解について是正をいたくことはあるいは不可能ではないのではないかと思います。あるいは百歩も千歩も譲りまして、産業界、経済界の危惧の点を委員会論議で政府を相手にして、運用面ではそなへらぬということを明確にしていくことをお願いできないものでしようか。切に切にこれをお願ひ申し上げまして、私の意見を終わらせていただきまます。

長時間御聴清ありがとうございました。

○野呂委員長 参考人の皆さんにお願い申し上げます。

最初に申し上げましたとおり、議事の進行上御意見の御開陳は十分程度に取りまとめていたくよう、御協力のほどをお願い申し上げておきまます。

次に、佐治参考人にお願いいたします。

○佐治参考人 佐治敏三でござります。

本日は、市場占拠率が高いことで問題になつております、いわゆる九業種を代表する立場から、主として構造規制に対する基本的な態度を申し述べたいと存じます。

公正取引委員会試案という形で、構造規制による企業分割という措置が提起されましたのはたしかいまから三年ばかり前のことかと存じます。企業によりましていわば死刑の判決にも等しい企業分割案が突如として提起されましたことは、私ども企業、経営者にとっても、また、その企業に働く従業員にとりましても、まさに晴天のへきれきとも申すべきショックでございました。

現在、私ども九業種は、シェアの基準におきましていわゆる独占状態に該当することになつております。しかしながら、私ども九社は、独占状態という言葉から遠慮されるような、競争も革新努力も企業、経営者にとっても、また、その企業に働く従業員にとりましても、まさに晴天のへきれきとも申すべきショックでございました。

力も払わず、ぬくぬくとして楽な商売をしておるわけでは決してございません。それどころか、それがきわめて熾烈な企業間の競争、さらには輸入品、外国企業をも含めた厳しい国際競争にさらされておるのでございます。そうした中で、私どもはそれぞれ業界のトップ企業として、常に品質の向上改善、新製品、新市場、新技术の開発等、広い意味でのイノベーションに努め、それを実現するための大胆な設備投資を展開してまいりました。たとえば写真業界における超高感度カラーフィルム、あるいはアルミかん、あるいは時計業界におけるデジタル式腕時計、さらにつけ加えますならば、国際水準を抜く高品質のウイスキーでありますとか高濃度ビールなどの新技術の開発や新しい資源の組み合わせによって消費者の新しい好みや選好にこたえようとした例は少なくありません。

また、私どもは価格においても良好な成果を上げてまいりました。昭和四十五年を一〇〇といたしました消費者物価は昭和五十年には一七二となつておりますが、たとえば富士フィルムの商品価格は、昭和四十五年を一〇〇として、昭和五十年において一二〇、麒麟麦酒は同じく一二九、服部時計店は一四三、またサントリーウヰスキーや一一六と、いずれも消費者物価の上昇率を大幅に下回っておるのでございます。こうした市場での革新と競争を通して品質、価格両面にわたる好ましい成果をもたらしてきたものと私どもは確信をいたしておりますのですが、私どもはまた消費者の利益、ひいては国民経済に少なからぬ貢献をなし得たと誇りをすら抱いておるのでござります。

私どもは、これまで果たしてきたイノベーション努力とその成果こそ独占禁止法本来の目的に沿つたものであり、正当な評価をいただけるものと信じてまいりました。とりわけ私ども社員は、その生い立ちからいたしまして、わが国に存在しなかつた全く新しい事業分野のパイオニアとして、市場をつくり出すために歯を食いしばる努力

を人知れず積み重ねてまいりたのでございます。言うならば、私どもはシェア一〇〇%から出発した企業であると申し上げていいのではなかろうかと思います。しかも、その間、外国製品との競合、たとえばフィルムにおけるコダック、ウイスキーで申しますならばスコッチといった世界のトップ商品を迎え撃ち、また、相次ぐ業界への新規参入者との苛烈な競争を通じて成長を遂げ、今日では多くの企業が輸出競争力を身につけるまでに至つたのであります。

私どもは、企業努力によって常によりよいものをより安く提供し、それにより消費者、需要者の支持を受け、逐次規模を拡大し、スケールメリットの発揮によりましてさらに消費者、需要者の利益に貢献しつつ成長してまいりました。今日の市場における私どもの地位は消費者、需要者の御支持の反映であると申し上げても過言ではないと存じます。私ども九社はそうした意味で独禁法上の優等生であると確信をしてまいりたのでございま

す。しかし、今回の改正案では一転してシェア大なるのゆえをもって、あたかも国民の敵とも見られかねない扱いを、しかも私どもがよりどころとしてまいりました独禁法によつてなされるということはまさに晴天のへきれきであり、かつ無念至極と言わざるを得ません。

私は自由経済こそあらゆる点において最もすぐれた経済体制であり、国民経済にとって最良の成果を導くものと信じております。独禁法はそうした自由企業体制を構成する私ども企業の公正にして自由な競争を実現し促進するためのルールでしかしながら、今回の改正案はそうした独禁法本来の自由かつ公正な競争の促進という目的を阻害するのではないかと危惧せざるを得ないのであります。特にその分割規定は、法に定められたシェア基準を超える企業をして、供給を抑え、シェアを意識的に低下させるといった競争制限的

行為に追いやり、あるいはこれら企業に革新のための経営努力を放棄せしめる懸念も生じてゐると思います。

しかも、その間、外国製品との競合、たとえば

行為に追いやり、あるいはこれら企業に革新のための経営努力を放棄せしめる懸念も生じてゐると思います。

また、イノベーション努力の結果としてシェアを拡大してきた企業、これまで競争政策上の優等生とされてきた企業が、そのさまざまな努力のみによってにわかに犯罪容疑者扱いされるといふことになれば、産業界全般が自由かつ公正な競争という行動指針を見失し、自信喪失し、その革新的意欲を萎縮せしめられ、不安と混乱に陥ることもあながら予想されないと存じます。

そうした形で日本経済の持つすぐれた活力やダイナミズムが衰弱していくようなことになれば、現実に企業分割が発動されなくても、独禁法は、それが究極的に意図する国民生活の向上や福祉の実現を妨げるものとなるのではないかと危ぶむものでございます。

ところで、御承知のとおり、現在の日本経済は厳しくかつ長期にわたる不況にあえいでおりますが、こうした高度成長から低成長への移行の過程の中で、いま新しい産業構造の姿が悩みつつ探られておるのでございます。また、さらに経済全体の減速とは別に、産業、業種によりましては、国際競争力の低下や需要の減退など、内外の激しい環境変化によつてプラスティックな対応を迫られているものも少なくありません。わが国産業はいまま大きな転換期を迎えようとしているのであります。

このような状況を考えますとき、新しい経済的諸条件に適応する産業構造への転換を促し、国民の健全な発展を促進すべき独占禁止法に求められるのは経済政策全般との十分な整合性でなければなりません。

申すまでもなく独占禁止法は本来競争促進法でありますから、その改正に当たつてもかかる企業者機能を鈍らせるものであつてはなりません。事業者の創意工夫の意欲を殺し、企業活動にみずから手の手ブレーキをかけさせ、企業家精神を萎縮せしめるがごとき結果を招くならば、それは直ちに消費者の不利益につながり、国民経済にもたらすべき果実を貧しく味氣ないものにしてしまいます。このように構造規制の問題点を総合して、今回の改正案、特に構

そのものは経済運営の政策理念によつて一貫されるべきでありますし、また、その発動に当たりますとしても、国の経済政策、産業政策との十分な調整が必要であると考えます。

現在の経済社会は激しい変化の波に揺れ動いております。所得水準の向上、高学歴化、ニューファミリーと呼ばれる戦後世代の台頭などもあり、消費者は時にドラスティックに価格に敏感な反応を示すかと思いますと、一方、また、かつての物中心、物自体の物理的効用の大小という選好尺度から、いわゆる物離れと言われるごとく、物に付随する精神的な価値、生活にもたらされる潤むものでございます。

私どもは、そうした市場に示される消費者の選好に満幅の信頼を置いてるのでございます。

私どもは、そうした市場に示される消費者の選好に満幅の信頼を置いてるのでございます。

第三に、構造要件に伴う、あるいは構造要件によるものとは限らないと考えます。価格の硬直性、す価格の硬直性、過大利潤あるいは過大販売費、一般管理費についても、それらが寡占企業の寡占に基づく支配力の行使、乱用によってもたらされたものとは限らないと考えます。価格の硬直性、過大利潤あるいは過大販売費、一般管理費を弊害とする企業分割、構造規制は成り立たないはずであります。

第四に、そもそも寡占の弊害は有効競争が行われていないということに求められるべきであります。新製品の提供が活発に行われている場合、同種商品間の価格が多様である場合、営業活動の自由が流通系列化等によつて妨げられていない場合、輸入を通じて海外の事業者との競争が確保されている場合、あるいは品質の改良、技術開発の積極的促進、商品特性の多様化など市場経済の動態的効率を高める企業間競争、すなわち広義のイノベーションがその業界に認められる限り、その状態は当然寡占状態とは断じ得ないと考えられるのであります。

最後に一言つけ加えさせていただきたいのは、企業分割に関しては、先ほども申し上げましたとおり、産業政策との整合性という観点から、分譲措置の発動に際し、主務大臣との審判前の協

たいところであります。

第二に、新規参入を著しく困難にする事情を構成要件として挙げておられるようございますけれども、そうするためには、構造的な市場占拠率と新規参入を著しく困難にする事情との間の因果関係を明確に立証しなければならないと考えます。ノーハウでありますとか、あるいは技術の蓄積、設備投資、技術特性に基づく新規参入を著しく困難にする事情は、企業そのものの条件やその商品特性に基づくものであつて、決して当該企

業の競争抑制行為によるものとは言えないわけであります。

第三に、構造要件に伴う、あるいは構造要件によるものとは限らないと考えます。価格の硬直性、す価格の硬直性、過大利潤あるいは過大販売費、一般管理費を弊害とする企業分割、構造規制は成り立たないはずであります。

第四に、そもそも寡占の弊害は有効競争が行われていないということに求められるべきであります。新製品の提供が活発に行われている場合、同種商品間の価格が多様である場合、営業活動の自由が流通系列化等によつて妨げられていない場合、輸入を通じて海外の事業者との競争が確保されている場合、あるいは品質の改良、技術開発の積極的促進、商品特性の多様化など市場経済の動態的効率を高める企業間競争、すなわち広義のイノベーションがその業界に認められる限り、その状態は当然寡占状態とは断じ得ないと考えられるのであります。

識、審決前の同意がぜひとも必要と考えます。

以上、要するに、企業分割は、寡占的市場構造に基づいて行使される企業の競争抑圧的行為が具体的な弊害を生んだ場合にのみ限定されるべきであると考えるのであります。

英國には構造規制があると言われておりますが、その構造規制は、独占的状態に加えまして、公共の利益に反すると認定された場合にのみ企業分割を命ずることができるという趣旨になつて、実際に伺っております。したがつて、企業分割は外的条件によつて発動されるべきではなく、公共の利益、消費者の利益に明らかに反する場合に限られるべきであろうと存じます。

かかる意味からすれば、現行法のきめ細かい運用によつて独占の弊害のかなりの部分を予防し得るあるいは規制措置のかなりの部分を補完し得るのではないかと思われます。

時間の関係がござりますので、政府案につきましては特に構造規制問題に重点を置きました意見を述べさせていただきました。

○野田委員長 次に、町田参考人にお願いいたします。

○町田参考人 町田榮次郎でございます。

貿易業界を代表いたしまして、株式保有制限に関する意見を述べさせていただきたいと思いま

す。

株式保有の総量を規制しようということが独禁政策上どういう意味合いを持つのかということに対しても、疑問を禁じ得ないものでございますが、まことに、よつて事業支配力を高める、そしてそれが競争を制限するおそれがあるという論点に立つなれば、金融会社と同じように、一定の株式比率に基づきましてこれを制限するということで足りることであつて、総量規制という必要はないのではないかといふかと、うふうに考えられるものでございます。

そして、その場合においては、現行の独禁法十一条によつてこれを規制することができる存するものであつて、総量規制という必要はないのではないかと、うふうに考えられるものでございます。

のでございます。

また、株式持ち合いでによる企業集団の構成と株式所有による系列化の促進によって競争を制限するおそれがあるという論点がございますが、現実の経営界の実態と申しますのは、企業集団と申します。

ましても、統一した意思を持った企業集団といふものはございませんで、各集団内の企業がそれぞれの経営主体によって運営されておる実情でござります。また、その中に介在する商社は、株の保有率という観点からいたしまして、總して一、二%の株式保有でございますし、また、それらの集団内での商い高という観点からいたしましたとかだか三〇%、したがつて七〇%のものは集団以外の方がお取り扱いになつておるという実情でございまして、この辺も考え方において観念がやや先に立つておるのではなかろうか、実態をあらわしていけるのではないかと存じますか、こういうぐあいに懸念いたします。

また、今日先進各国の例に従つてみましても、株式保有の制限をする規定を持つておる国がいろいろございますが、いずれも総量規制というものはございませんで、この点は米国、西独、イギリスその他EC各國の法令を調べてみましても、特に株式保有によって事業の過度の支配力があつたという弊害規制になつておるよう承知いたしております。独禁法の世界的権威でもあらわれます。

ハーバード大学のドナルド・ターナー先生の御見解をただしたところでも、独禁政策と株式の総量規制という間には十二分に首肯できるような関連が見出せないといったような見解を聞いておりまます。そこいう観点から別枠の規制をせられるのが妥当ではなかろうかと存じます。

また、経営支配という観点から申し上げるならば、先ほどもちょっと触れましたように、五%以下の株式保有は経営支配とは言われないというの問題というの五%以上の保有率に関する株式の規制であるのが妥当ではなかろうか、かようにならぬ、貿易立国の国策に沿つてわが国経済力の発展に寄与し、また、経済環境の変化に即応しまして行動の自己規制を行つて、経済、社会の均衡的発展に参加し、寄与しておるものと信じておりま

ります。株式保有の動機といふものは、いろいろ調べてみますれば、資源の確保あるいは新技術の導入によってこれを規制することができると存するものであつて、総量規制という必要はないのではないかと、うふうに考えられるものでございます。

そして、その場合においては、現行の独禁法十一条によつてこれを規制することができる存するものでございます。

より新規分野の開拓あるいは流通の近代化、中小企業の育成強化その他資産の効率的運用、資本自由化の対応等、その所有の動機はまことに多岐にわたつておりますので、自由闊達な企業創意を信頼していただきまして、万一弊害が生じた場合には規制するという基本的な運用をお願いしたい

と思います。また、具体的な改正案を拝見いたしましたところ、法律施行日の保有額が昭和五十一年十二月末日の保有額を超える場合は、その差額を一年以内に処分することを義務づけられるわけですが、これが株式市場にどういう影響を及ぼすのか、この辺の配慮もきわめて重要なことかと存じます。

それから、われわれは幾つかの関係会社を持つておりますが、本来関係会社というものは親会社と連命共同体でございまして、株式保有に基づいての親会社の経営管理は当然のこととございます。それから、われわれは幾つかの関係会社を持つておりますが、本来関係会社というものは親会社との間に、その場合には相当数の株式が一年以内に処分することを義務づけられるわけですが、これが株式市場にどういう影響を及ぼすのか、この辺の配慮もきわめて重要なことかと存じます。

そこで、親会社の経営管理は当然のこととございます。それから、われわれは幾つかの関係会社を持つておりますが、本来関係会社というものは親会社との間に、その場合には相当数の株式が一年以内に処分することを義務づけられるわけですが、これが株式市場にどういう影響を及ぼすのか、この辺の配慮もきわめて重要なことかと存じます。

以上申し上げましたが、株式の保有というものは、貿易商社におきましてもその他の事業会社におきましても無制限に保有するということは企業経営上当然できませんし、また、そういう観点で自制し、経営をやつておりますので、企業の善意とその創意工夫というものを御信頼いただきまして、彈力性ある実行可能な御規制をいただきます。ただいま、大きな混乱を生ずることを防いでいただきますよう重ねてお願い申し上げまして、私の所見の開陳を終わります。

○野田委員長 次に、國井参考人にお願いいたします。

私は、今回提案されております独禁法改正案につきまして、その影響を受ける企業の立場から見を申し述べたいと存じます。

実問題として市場がございません。したがいまして、法によってこれを処分するような事態に立ち至つても、現実にはいかにこれを処分するかといふ非常に困難をいまから予想するわけでございま

す。これについては、処分の可能になるような何分の施策というものを伴つていただくことが必要ではなかろうかと存する次第でございます。

それから、さらに、株式所有には資産運用上の株式と長期投資目的とする株式とがございまして、われわれはそういう観点で經營を行つておるものでございますので、自由闊達な企業創意を信じていただきまして、万一弊害が生じた場合には規制するという基本的な運用をお願いしたいと思つております。

また、具体的な改正案を拝見いたしましたところ、法律施行日の保有額が昭和五十一年十二月末日の保有額を超える場合は、その差額を一年以内に処分することを義務づけられるわけですが、これが株式市場にどういう影響を及ぼすのか、この辺の配慮もきわめて重要なことかと存じます。

そこで、親会社の経営管理は当然のこととございます。それから、われわれは幾つかの関係会社を持つておりますが、本来関係会社というものは親会社との間に、その場合には相当数の株式が一年以内に処分することを義務づけられるわけですが、これが株式市場にどういう影響を及ぼすのか、この辺の配慮もきわめて重要なことかと存じます。

以上申し上げましたが、株式の保有というものは、貿易商社におきましてもその他の事業会社におきましても無制限に保有するということは企業経営上当然できませんし、また、そういう観点で自制し、経営をやつておりますので、企業の善意とその創意工夫というものを御信頼いただきまして、彈力性ある実行可能な御規制をいただきます。ただいま、大きな混乱を生ずることを防いでいただきますよう重ねてお願い申し上げまして、私の所見の開陳を終わります。

○野田委員長 次に、國井参考人にお願いいたします。

私は、今回提案されております独禁法改正案につきまして、その影響を受ける企業の立場から見を申し述べたいと存じます。

國井参考人 國井眞でございます。

私は、今回

日本の企業は、乏しい国産資源の中において海外から原材料を輸入し、製品として輸出し、激しい国際競争に打ち勝ち、これによって国民経済の発展に寄与するという役割りを担っております。これによりましてこそ豊かな国民生活が確保されるものであります。これが日本経済を支えてまいりました姿でございます。そして、今後とも守り抜いていかなければならぬ企業のバイタリティーやをしっかりと維持していくかなければならないものと感ずる次第でございます。

かかるに、今回の独禁法の改正案のうち、特に構造規制の問題、いわゆる会社の分割規定は企業に不安と混乱を与える、ひいては企業の自己努力や創意の發揮までも損うことになるおそれが濃厚でございます。企業の活力を失い、国民経済の発展を阻害するおそれを持つておる本法について私どもは重大な危惧の念を抱くわけでございます。  
すなわち、構造規制という政策の導入によりまして角をためて牛を殺すということのないよう、日本経済の実情を十分に検討し、競争ないし寡占による実態をよく分析し、経済の実情に合うような分な配慮が必要であると考えます。

よって、政府案につきまして、特に重大な関心事を持つ項目につきまして重点的にかつ具体的に直率に意見を述べさせていただきたいと存じます。

今回の改正案中、特に構造規制の問題については以下述べます。ような問題が多々あると考える次第でございます。

第一に寡占の弊害は存在しないということです。現在公取が寡占業種として掲げてあります九業種について見ますならば、過去、現在においても寡占の弊害が存在しておらず、今後においても寡占の弊害が生ずるとは考えられないと私は信するのであります。

寡占度が高い業種ほど価格の上昇率が低いという結果が出ておるのでございます。これをさらに具体的に私どもの関連いたします写真フィルム業界について述べますと、日銀の卸売物価指数によつて見ました場合、四十五年を一〇〇とするのに対する五十一年十二月の総平均は約七割の上昇といふことであるにかわらず、写真フィルムは三・三%の下落としておるのでござります。また、同

じように総理府統計局の消費者物価指数におきまして、五十一一年十二月の全国総合が約二倍の値上がりを示しておるにかかわらず、私どものカラーフィルム標準品におきましては、増量の価格引き下げ効果を勘案いたしますと一四・六%の上昇にとどまつておる。まさにこれこそ寡占下における競争の激しさを物語るものであり、また、われわれの合理化の努力、消費者への奉仕の結果を物語るものであらうと思ひます。

この間、当業界におきましても、オイルショック

ク等に引き続きます諸般の原材料その他経費の上昇があつたわけでありますから、これを勘案に入れますならば、価格の上昇がかくのごとく僅少であるのは私どもの、先ほど佐治参考人も触れましたような同時多層塗布技術の開発向上あるいは接触乾燥技術の開発その他もろもろの品質性能向上の改善努力、その他コストの低下あるいは増量によるサービス向上といふ、一連の寡占下における競争の結果であることを物語るものでござります。

次に、第二の問題といつしまして、改正案の「独立占的状態」の定義、すなわち構造規制の考え方方に基本的に私どもは疑問があるのでござります。まず、第一に、この構造規制を受ける企業の立場から申しますならば、独禁法の違法行為を行なった場合に不利益を強いられることは、これは甘受しなければならないと存じますが、しかしながら、何ら違法行為がないにかかわらず、営々として築き上げた企業努力による成果を、一定の市場構造要件及び不明確な弊害要件に当てはまるということをもちまして不利益を受けるべきである

という論理には多大の疑問を抱くのでございま  
す。特に、企業の分割という、企業にとりまして  
死刑にも比すべき処分を受けるには、少なくとも  
これにより得られる公共の利益と企業の受ける不  
利益との間に厳格な比較考量がなされ、かつ厳正  
な要件が規定されていなければならぬと感ずる  
のであります。

ます改正案中の「独占的状態」について、さらに具体的に疑問点を申し述べたいと存じます。

まず、改正案第二条第七項二号の新規参入の困難性という問題についてでございますが、構造規制の要件として新規参入の困難性を掲げておるわけでございますが、一般的に高度の技術が必要な産業、技術革新の激しい産業及び大規模装置産業にありますては、経済法則として新規参入が困難であります。これを私どもの写真フィルム製造業界について見ますと、先ほどの同時多層塗布技術

あるいは無接触乾燥技術等の高度の技術が必要でございます。さらに巨額の設備投資あるいは多数の人材、その他適格な立地条件が確保されなければどうしてい参入ができるものでございます。特に、コダックが世界市場の過半を押さえており、しかも技術的にも主要な技術を特許独占しておりますために、われわれかねがねこの業界に努力を注いでまいりました者たちも、コダックの特許を避けますために多額の研究開発費を支出いたしました。独自の技術の開発に日夜苦労をしておる実情

このように新規参入が困難であるからといつて、これが寡占特有の現象でもなければ、既存メーカーが新規参入障壁を設けたものとも言えないのであります。したがって、新規参入が困難ということと競争が抑制されて寡占の弊害を生ずるという問題とは全く別個の問題であろうと考えます。

また、改正案におきましては、市場における弊害を判定する指標といたしまして、価格硬直性と高い利益率あるいは過大な販売費、一般管理費の

支出が挙げられておりますが、これらは市場における寡占の弊害を認定する指標または基準として適切なものであるとは思えないでございます。たとえば第一に価格について見ますと、需給の変動と価格の上昇または低下は相互に複雑に関連し合っておるものでございまして、さらに価格にはこれ以外の形成要因があるのでございます。表面的な両者の上方單力生または両者の下方便直生

をもって直ちに裏占の弊害と見ることはできません。特に、消費財につきましては、需給の変動、コストの変動は価格を動かす一因にすぎない。むしろ品質、サービス、流通経路、商品特性等のファクターがより強く働く場合があるのでございります。

動した場合、流通経路の変革による場合等、市場の需給以外の要因によつても価格が変動する場合があり、これらの要因が相殺し、または加速して果關係が明白ではない。このような基準をかかる基準としてることは適当であるとは考えられません。

また、利益率、販売費及び一般管理費を標準と比較することにつきまして、標準と比較して利益

が多額であるからといって、これが寡占によつて生じた利益とは即断できないのです。たとえば写真フィルム業界はコダックに拮抗するために国際競争力を得るため、国際的水準の財務体質となる必要があり、このため増資、転換社債の発行あるいは内部留保の充実ということによりまして借入金の金利負担の軽減を図っております。このような寡占とは全く関係のない経営努力の成果をもつて寡占の弊害と推定することは理論的根拠を欠いており、理解に苦しむところであります。また、各種の事業を兼営する企業のある特定事

業が市場構造上寡占であるために、その弊害を認定する基準として、企業全体の利益率、販売費及び一般管理費とそれらの標準とを比較することは不合理ではないでしょうか。

また、企業の利益は一般に公正妥当と認められる企業会計原則によって算定されますが、これは会計処理方法に幾つかの基準があるため、同じ額の利益を出しているからといって、その利益が同質のものとは限りません。たとえば製造原価の計算をいたしました際に、原材料の払い出し価格の計算についても一般に認められている方法が数種あるのでございます。企業の採用した評価方法によりまして利益が異なってきます。また、固定資産の償却方法につきましても各種あり、また、研究開発費等の繰り延べ資産についても、処理いかんによつて利益が異なるのであります。この方法が異なる限り、単純にこれを比較して構造規制の基準とすることは理論的根拠を欠いておるものではありません。

企業によりまして、親会社が製造を担当し、その販売部門を子会社に任せている例が数多くあるわけございます。この場合、製造販売を同一会社で行つてゐる企業の販売費、一般管理費、一般管理費を比較することは理論的根拠を欠くものじやないでしようか。

また、標準的利益率につきまして、標準といふものをどう考えるのか、單に平均的なものを標準とすることは矛盾であります。仮に標準的利益率の算定方法に業種別の平均をとるといったしまして、業種の区分の大小によりまして、またこれは相当の相違を生ずるのでござります。ことに、写真フィルム業界のように国際競争の激しい業界にあつましては、標準的利益率は海外競争メーカーとの比較において設定されるべきであります。もしそうでないならば、国際的に低利益率にもかかわらず、国内の標準と比較をして高いといふ理由によつてかかる規制が行われるならば、これは全

く不合理であり、とうてい国際競争にたえ得るものとは思えないのでございます。

以上述べましたように、企業全体の利益率、販売費、一般管理費を理論的に算定困難な標準または会計処理方法に幾つかの基準があるため、同じ額の利益を出しているからといって、その結果は単純な平均と比較したからといって、その結果は直ちに寡占の弊害と言えるものではありません。

企業の生命を制する企業分割要件とすることは不合理ではないでしょうか。

問題点の第三は、構造規制の要件や配慮規定が不明確でございます。企業に大きな不安を与え、企業の活力が失われることがまことに懸念されるのでござります。むしろ経済の健全な発展を阻害することが多いのではないでしようか。

第一に、企業分割をするために営業の一部を、たとえば工場等を譲渡いたします場合、譲り受け

会社は、当然、営業権等を含めてすべての資産を時価で譲り受けなければなりませんが、その競争相手の譲り渡し会社は、時価より低い帳簿価額で、資産に多額の含みを持つておらず、新しく発生する競争会社に対しても有利な立場に立つのが通常でございます。このように、一部の営業を譲渡したからといって、そこに有効な競争が徒効率が低下することは当然であります。

また、従業員が営業の譲渡に伴う移籍に反対し

た場合、譲渡企業は余剰人員を抱えることになり、また、譲り受け企業は事業の円滑な運営ができなくなり、このため審決は事実上実施できない

という問題点があると考えます。したがつて、他の法律と無理なく整合するようさらに十分な検討と配慮をすべきであります。

問題点の第五は、独占的状態を認定するための調査により、企業が著しい不利益をこうむるおそれがあることでございます。

むしろ、構造規制の導入が日本経済の健全な発展を阻害する要因となるおそれがあると思うのであります。それは、企業分割の措置の要件及び配慮規定が不明確かつ具体性を欠如しており、公取委の恣意的な判断に任せられることによるものでございます。新聞紙によれば、公取委員長は、この構造規制が導入されましても当面実際には適用され分割される企業ではなく、これにより企業が行動を抑制し、寡占の弊害が防止されるという考え方を明らかにしておりますが、しかしながら企業経営者はこの構造規制自体に強い不安を抱き、シェアの拡大、設備投資、研究投資等の競争力の強化につながるような措置をとらなくなります。

企業としての活力を失うことが強く懸念されます。

また、このような不安を抱いているものは単に自分が働いている企業が果たしてどうなるかと先行

きに不安を抱き、また、会社の方針に従つてシェアを拡大し、研究を進め、競争力を強化するといふことにちゅうちょするおそれが強いのでござります。

問題点の第四は、他の法律との整合性の問題でございますが、商法との関係におきましては、株主総会において否決できるという強制力のない審決に対する問題点があり、また、反対株主が株式の買い取り請求権行使した場合に企業の経営に重大な影響を与えるわけでございますが、この場合は一体どうなるのでございましょうか。

また、税法との関係においては、収用等の場合、資産の譲渡益に対する課税特例措置が認められておるにもかかわらず、競争秩序の回復という公共の利益のために、資産の譲渡が強制される企業の一部譲渡の場合に課税の特例措置が適用されないのは不合理ではないでしょうか。

また、従業員が営業の譲渡に伴う移籍に反対した場合、譲渡企業は余剰人員を抱えることになり、また、譲り受け企業は事業の円滑な運営ができない

ことには国民経済上大きな損失であります。

最後に、産業構造を決定することは、国家の産業政策という見地から、内閣の責任において行わ

る行政委員会が独禁政策という立場から産業の構造的な問題に関与することは根本的に問題があ

ると言えるのでございます。いわゆる構造規制の導入に際しましては、経済の実態から見た必要性、他の法体系並びに国の産業政策との整合性等、広範な見地からの十分な調査と検討を加えられるべきであります。

しかし、われわれ企業の經營に携わる者あるいは企業全体の立場から見まして、その必要性、規制の効果、産業に与える影響等、るる述べまし

たように、いずれをとっても規制導入には賛成しがたく思うのでござります。むしろ、このような構造規制は企業の活力を損なうなどの弊害を惹起することが懸念されるので、このよう

な問題点がございました。

以上、御清聴ありがとうございました。むしろ、これからさらに十分な調査と検討を加えられ、慎重な審議を尽くされまして、的確な判断、結論を出

していただきたいと考えます。

○喜多山参考人 次に、喜多山参考人にお願ひいたします。

○野呂委員長 最初に、旭硝子労働組合の概要について簡単に申し述べます。

旭硝子労働組合は、旭硝子に働く社員が全工場及び本社、支店、研究所を通じて組織し、横浜の鶴見に本部を置く単一組織の労働組合でござります。昭和二十二年に労働組合を結成しまして以来

本年で三十年を迎え、組合員数につきましては、現在約八千九百名でございます。管理職を除く全社員で組織しておりますので、組合員には、製造

部門を担当する作業職のほか、事務・技術職、研究職、販売担当者など、旭硝子の全職種の労働者が含まれております。

私たち旭硝子労働組合は、これまで労使関係について、労使対等の原則、労使相互不介入の原則、労使問題自主解決の原則、労使相互理解の原則といふ四つの原則に基づいて労使間の問題解決を図ってきましたが、特に旭硝子は、板ガラス、自動車用加工ガラス、テレビ用バルブ、またソーダ灰など、国民生活に密接な関係のある素材を製造販売しておりますので、製品の安定供給責任に対する役割りを自覚し、会社と利害の対立する問題についても十分な話し合いを通じて円滑に処理しております。したがって、われわれ働く者としても、これまで日本経済の発展と国民生活の向上にいろいろな面で寄与してきたと考えております。

さて、ただいま取り上げられております独占禁止法の改正問題について、旭硝子労働組合としての意見を申述べます。

まず、最初に、私ども旭硝子労働組合として、企業は公正な競争のもとに良質な製品を適正な価格で安定的に供給し、消費者の利益に役立つとともに、国民経済の発展に寄与すべきであるという考え方についてはもちろん賛成でございまして、企業がこのような社会的責任を長期的に果たしていくためには、新技術の開発とか生産性の向上、さらには厳格な品質管理などが必要ですが、これらはいずれも従業員の努力に負うところが大きいわけございます。現に、私たち組合員は、板ガラスの生産のため、日曜日も正月も休むことなく昼夜連続の三交代作業に従事し、少しでもよい製品を市場に出すべく努力しております。

また、板ガラス業界はこの十年間世界的な規模での激しい競争に突入しましたので、国際価格でも供給を可能にするため、あらゆる分野で雇用の安定を前提とした省力化が推進され、私たち働く

者も生産性の向上に協力してきました。板ガラス業界のこの十年間は生産性向上の歴史であったと言つても過言ではありません。一例を挙げます。

したがって、現在の板ガラス産業での労働生産性について、私たちは世界でもトップクラスの水準にあると自信しておりますが、これほどまでに生産性の向上に労働組合が真剣に取り組んでいる理由は、第一に、できるだけ安定した価格で製品を供給するためには労働組合としましても可能な協力はしなければいけないという自覚であり、第二には、企業内労働組合として旭硝子に生活の基盤を置き、雇用の安定と労働条件の向上を図つていくためには、協力すべき面は協力し、配分につい

ては堂々と獲得していくという考え方によるものであります。

この生産性向上に対する労働組合としての取り組み方については、当初組合内部にもいろいろ意見がありました。したがって、職場討議や支部委員会などいろいろ組合の機関で十分時間をかけ、大いに議論をした結果、技術革新がこれほど激しい時代にいたずらに観念的な合理化反対を唱えているだけでは労働条件の改善や雇用の確保が困難な状況を反映させており、企業の社会的責任についても労働組合としてチェックする機能を果たし得ると考えております。

第二に、企業分割は雇用の安定に対して大変大きな影響を与えるおそれがあります。すなわち、旭硝子は板ガラスのほか自動車用加工ガラス、テレビのプラウン管用ガラス、セラミックス、化学品関係など多くの事業を手がけており、工場だけでも全国に九工場あります。一方の事業が縮小され、反面新しい事業が発展するといふことが生じます。このような場合、現在のような企業規模であれば縮小される部門から拡張される工場への転勤を行ふことによって雇用を確保することができますが、企業を分割するようなことになるとこのようないくつかの雇用の調整ができるにくくなることがあります。これが私たち労働組合の基本方針となるものであります。

したがって、旭硝子がこれまで幾多の環境の変化を経験しながら安定した経営を可能にし、またが國られております。特に、最近の生々しい経験を述べますと、オイルショック直後操業率の大幅な低下により千名近い余剰人員が生じましたが、現実に旭硝子ではこの十年間に北九州工場から関西とか、関西から関東などへ延べ千二百名ぐら

に分割に対して、労働組合としては次に述べるようないかとすることは、労働者の雇用を守り、労働者との溝を埋めることになるといふ現実をよく御理解いただきたいと思いま

す。第三に、職業選択の自由との関連で問題があると見えます。すなわち職業の選択はわが国では具体的にはどの企業に就職するかという問題であり、労働者は必ずから人の人生の生活を託せる企業を選択して生活設計をしております。このような労働者の意思を無視して一方的に他の企業に転籍させることは職業選択の自由との関連で大いに問題があります。

第四には、企業分割が下請企業に与える影響があります。現在私たちの組合員とほぼ同じくらいの協力会社従業員が旭硝子に関係しております。したがって、旭硝子の企業分割が行われた場合、その経営基盤から見て私たち以上の影響がその従業員に生ずることが懸念されます。

さらに、今回提出されている政府案を見ても次八条の四では、公正取引委員会は企業分割の措置を命ずるに当たって、「当該事業者に雇用される者の生活の安定について配慮しなければならない」と規定されているが、具体的にどういう配慮がなされるのか不明確であり、このままでは不安を感じざるを得ません。

特に、分割された企業に残る労働者も、営業の一部譲渡を受けた会社に転籍する労働者も、雇用の安定及び労働条件の維持向上について大きな影響を受け、最悪の場合は業績不振による人員整理の実施が想定されますが、このようないくつかの問題点があります。

したがって、旭硝子がこれまで幾多の環境の変化を経験しながら安定した経営を可能にし、またが國られております。特に、最近の生々しい経験を述べますと、オイルショック直後操業率の大幅な低下により千名近い余剰人員が生じましたが、現実に旭硝子ではこの十年間に北九州工場から関西とか、関西から関東などへ延べ千二百名ぐら

また、働く者にとつてきわめて重大な問題であるにもかかわらず、労働組合の意見を聞くことが明文化されてございません。現代のように労働組合が社会的に認められている状態にあるときに、労働関係に重大な影響を与える問題を取り扱う場合に当該労働組合の意見を求めるという明文を掲げることは当然であると考えておりますが、原案では労働組合という文字さえ見当たらず、このように労働組合の立場が理解されていないことについて遺憾に思っております。

特に、株主の利益は経済的金銭的な問題ですが、労働者の問題は家族を含めて直接生活にかかる重大な問題であります。このような実態の中で、株主は株主総会でみずからの意思を表明し、態度を示すことができますが、労働組合にはみずからの意思で生活への影響を防ぐ道が用意されないことはまことに片手落ちであると考えます。

&lt;/div

○佐治参考人 事業分野のガイドラインについて、私どもウイスキーがそのガイドラインで該当

して一つの事業分野と考えられましたことについて大変大きな疑問を感じております。

おりまして、現在市販いたされております一番安いウイスキーはトリスウイスキーあるいはオーナンウイスキー、ニッカウイスキーといった二種類ございます。最も高いのはコラボ

かえてトリスラウエイブリックが実際は競合をいたしました山崎議員のお言葉にございました蒸留酒、すなわちショウチャのたぐいでございましてありますのは、先ほど御質問をちょうだいしました。あるいはまた私どもの洋酒業界という範囲でありますとか、そういったものがむしろトリスラウエイブリックとは競合いたしておる。高級品になりますと、これはたとえばサントリーのスペシャルリザーブというウイスキーがございます。一本三千円でありますが、この商品は明らかにスコッチウイスキーの中のスタンダードブランドと称せられておる商品、すなわちジョニー・ウォーカーの赤ラベルでありますとか、ホワイトホースでありますとか、あるいはブラック・アンド・ホワイトでありますとか、そういう商品と競合をいたしております。ウイスキーの内部でのクラス間の競合もござりますけれども、ウイスキーに関しては、いま申し上げたスコッチとの競合というのは他の業界には見られない一つの特徴ではなかろうかと

考えられるわけあります。

そういった観点から競合、代替という面で見るならば、少なくとも輸入洋酒との競合並びにしょうゆらとの競合、代替といったものをお考えいただきまして、事業分野としてはさらに広く、いわゆるディスティルドスピリッツといいますが、蒸留された酒類といいますが、そういうふた種類を事業分野としてお考えいただくのが当然ではないかと思うのであります。

えさせていただきますならば、スコットランドの  
ウイスキーの業界というのは、現在その三分の二  
をディスティラーズカンパニーという統合会社が  
支配をいたしておりまして、このディスティラー  
ズカンパニーの中に、ジョニーウォーカー、ブ  
ラック、アンド、ホワイト、ホワイトホース等  
等、日本に入つておりますところの、皆様方も恐  
らく御存じいただいている大部分の有名商品がそ  
の子会社としてその傘下にございまして、この業  
界の中で、イギリス本国はもとより世界じゅうの  
市場できわめて強力な地位を占めております。そ  
ういった強力な業界の攻撃を受けておるという観  
点から考えましても、国内における市場占率を  
御勘案になる場合の事業分野としてはぜひとも輸  
入酒をお考えいただきたいと思います。

申し上げております理由は、ウイスキーというの  
はイギリスにおきましてもそのようござります  
けれども、いわゆるブレンド産業といふもので  
ありますて、イギリスにおきましてはショニ  
ウォーカーといふのはもともとブレンド屋といふ  
商売から始めた会社でございまして、すべての原  
料を自社で製造いたしておるわけではございません  
んで、原酒のかなりの部分を自社以外から買  
受け、あるいはまたウイスキーの一部分あるいは  
かなりの部分を社外から買付けまして、それを  
ブレンドして自社の名前、ショニーウォーカーと  
いう名前で販売をいたしておるブレンディング会  
社でございます。そういう観点から言います

と、ウイスキーワーク産業とはブレンド産業であり、

いのかと思ひます  
しかし、ブリキ

の商品としてお考えになら

したがいまして、その製造のために必要な設備というものは、最低限のことを考えますと、すべての原料、材料を社外から購入いたしまして、製造をすることが可能な商品でありまして、日本で

の酒税法もそのことを禁止いたしてはおりません。

べていつでもこの業界に参入のできる企業である。したがって、事業分野のただし書き括弧内の文章をそのままに読ましていただきますならば、ようちゅうもまだ当然ウイスキーと同じ其様な

野のものであるとして、これを一括したディスク・テイルドスピリットを事業分野としてお考えいたいが、だくのが正しいのではないかと私どもは考えております。

○徳永参考人 ただいまお尋ねのございましたブリキについてでございますが、日本のブリキが興りましたのは、最初は導入技術でございますが、

いまは技術の輸出も日本からもいたしておりません。しかし、同時に、先ほど御指摘ございましたティン・フリースチールといいますか、これはコム・ツッキでござりますが、この技術は日本で開発

いたしております。

それから、ブリキ業界全体で考えますと、御案内のように、先般合併のときにも問題になつたわけでありますけれども、これはブリキを一品種で見るこゝに非富であるとして後金等二、三

見るところによると、非常におかしかった請負大工として、ハーリーは、アーヴィングの議を私どもは根本に持つております。といいますのは、ブリキは言うなれば薄板の次の加工品にすぎない。すなハーリキをすればブリキになり、クロム

メッキをすればティンフリーになり、亜鉛メッキをすれば亜鉛鉄板になるというようなものでございまして、ブリキだけ取り出す議論というもの、それがいわゆる構造規制の対象といふように考へると、いかにもへんてこな現象が起ることではな

きたいと思う次第でございます。

○山崎(拓)委員 最後に喜多山参考人に伺つて林議員にバントンタッチいたします。

まず、第一点は、経営協議会というものがあるということでお話がございましたが、従業員サイドの意見がこの経営協議会を通じて会社の経営に十分反映されておるかどうかということが第一点。それから、たとえば今回旭硝子が構造要件を備えておる業種として、会社として指定されておりますが、いわゆるこの法案に書いてあるような弊害が発生しないように経営協議会を通じまして労組側の意見を十分反映させ、かつチニックでござるとかいうことが第二点。それから、ただいまお話をになりましたように、この配慮規定の中で、「雇用されている者の生活の安定」という言葉があるけれども労働組合という言葉がないといふことでございましたが、企業分割に当たり、労働組合の意見を聞くかあるいは同意が必要であるというようにお考えかどうか、それが第三点。そういうふうにお考えかどなうか、それが第三点。それして、第四点といたしまして、同意の条件は何かということ。

時間がございませんので、簡潔にお答えいただければ幸いでございます。

○喜多山参考人 それでは、第一点の経営協議会の内容につきまして御説明申し上げます。

経営協議会は四月と十一月の年二回開催されます。会社側委員は社長、専務、常務、部長、それから各事業所長の四十三名が会社側委員、組合側委員も四十三名出席しております。

なお、この経営協議会におきましては、会社の経理内容、それから販売政策はもちろん、会社の経営方針全般にわたりまして二日間にわたって説明を受けております。したがつて、その会社の方針、経理内容の中で組合的に問題ありという場合におきましては、組合として当然御意見を申し上げ、その意見は当然ながら重視し、会社の方としては意見を聞き入れて、それを運用するというふうになつております。

それから、弊害が起きた場合にそれが経営協議

会で反映できるか否かということでございますが、現在まで私どもが経営協議会を通じまして会

社側の説明を受けており限りにおきましては、寡占の弊害があつたというふうに聞いておりません。また、そのような場合があつた場合にはおきましても、当然労働組合としてチェックしていくつもござります。

ちなみに、これは別問題でございますけれども、政府の方から先般水銀転換の問題がございましたが、この問題につきましては、労働組合として、経営協議会の場におきまして、五十三年三月に全面転換せよ、国の行政指導に従つて企業も社会的責任を果たせということを申し上げました。

当然ながら、この問題につきましては、五十三年三月に全面転換を実施すべく、残されている問題につきまして現在鋭意努力しております。

それから、企業分割に当たつての労働組合の意見を聞くのか、同意が必要かということでおさらいがまとまつたから修正可決をするのだといふことですが、新聞を読みますと、何か、きょうにはもう話題の御予定はどういうことになつておるのでございましょうか。参考人がお帰りになつていただいて

それからすぐとにいうような話では、いかにも参考人に対する礼を失することになると私は思いますが、これといまの徳永参考人の御意見は売上高利益率を使った方がいいのだというようなお話がございましたが、この辺について何か御意見があつたときにそくなつておつたわけであります

○野田委員長 お答えいたします。  
委員会の運営は、慣例によりまして、理事会を開いて協議の上進めてまいっておりますことは林委員御承知のとおりであります。

したがつて、本日は参考人に対する意見聽取の日程どおり進めておりますので、御了承願います。

○林(義)委員 先ほどの私の趣旨に照らしまして、十分に理事会に反映されるよう委員長にお願い組んでいきたい、かようになっておきます。

○野田委員長 そうでございます。

時間が余りございませんので、本当は一人一人お尋ねをしたらしいのですが、私はまとめて御質問を申し上げたいと思います。

お越しにただきました、貴重な御意見をいただきまして、心から御礼を申し上げます。

独禁法というのは経済憲法と言われておりますとおり、お話も大変に哲學的な話からいろいろと御意見がありまして、私も非常に注意深くお話を聞いておりました。

な御意見を聞きました。参考人を呼んで聞くといふことは、当然、これを委員会の審議に反映させることだらうと思うのであります。ところ

が、新聞を読みますと、何か、きょうにはもう話題の御予定はどういうことになつておるのでございましょうか。参考人がお帰りになつていただいて

それからすぐとにいうような話では、いかにも参考人に対する礼を失することになると私は思いますが、これといまの徳永参考人の御意見は売上高利益率を使つた方がいいのだというようなお話がございましたが、この辺について何か御意見があつたときにそくなつておつたわけであります

○野田委員長 お答えいたします。  
〔委員長退席、中島(源)委員長代理着席〕

第二点は、これも新日鉄の副社長でございますから関連ということでお尋ねをいたしますが、ブリキというものが九業種の中に挙がつております。

○林(義)委員 そういたしますと、もう一つどうぞお尋ねをいたしますが、けさ理事会をお聞きになつたのだろうと思うのであります。けさの理事会では、きょうは参考人を呼んで、その後のことについては改めて理事会で御相談をされるということでお尋ねをいたしました。

○野田委員長 そうでございます。

超える率の利益」と書いてあります。ここで

「当該事業者の属する政令で定める業種」というのは一般製造業というような形になつております

し、それから「政令で定める種類の利益率」といふのは自己資本利益率ということになつておる。

これはこの前の国会でこの「独占的状態」が議論されたときにそくなつておつたわけであります

が、これといまの徳永参考人の御意見は売上高利益率を使つた方がいいのだというようなお話がございましたが、この辺について何か御意見があつたときにそくなつておつたわけであります

○林(義)委員 そういたしますと、もう一つどうぞお尋ねをいたしますが、けさ理事会をお聞きになつたのだろうと思うのであります。けさの理事会では、きょうは参考人を呼んで、その後のことについては改めて理事会で御相談をされるということでお尋ねをいたしました。

○野田委員長 そうでございます。

時間が余りございませんので、本当は一人一人お尋ねをしたらしいのですが、私はまとめて御質問を申し上げたいと思います。

お越しにただきました、貴重な御意見をいただきまして、心から御礼を申し上げます。

ける標準的な政令で定める種類の利益率を著しく超える率の利益」と書いてあります。ここで

「当該事業者の属する政令で定める業種」というのは一般製造業というような形になつております

し、それから「政令で定める種類の利益率」といふのは自己資本利益率ということになつておる。

これはこの前の国会でこの「独占的状態」が議論されたときにそくなつておつたわけであります

が、これといまの徳永参考人の御意見は売上高利益率を使つた方がいいのだというようなお話がございましたが、この辺について何か御意見があつたときにそくなつておつたわけであります

○林(義)委員 参考人各位にはきょうはわざわざお越しにただきました、貴重な御意見をいただきまして、心から御礼を申し上げます。

独禁法というのは経済憲法と言われておりますとおり、お話も大変に哲學的な話からいろいろと御意見がありまして、私も非常に注意深くお話を聞いておりました。

が、御発言の中で利潤率のお話がございました。

ます、徳永参考人にお願いをしたいのでございま

すが、御発言の中では自己資本利

益率をもつて充てようというのを政令で考えて

いるのですが、いろいろと基本的な議論がございま

か例を挙げて御説明いただけなしたかどうかといふことでござります。

それから、國井参考人にお尋ねいたしましたが、一般管理費及び販売費、というものについて御説明がいろいろありました。フィルム業界を見ますと、

日本では富士写真フィルム及びサクランの小西六であります。いずれもフィルムと同時に写真機も製造販売をしておられると思います。そうした場合に、一般管理費なり販売費というものが、フィルムに充てられたものとそれから写真機に充てられたものとはおのずから違うんだろうと思いまが、その辺の区別といふものが会社として一まとめは調査してやつたならば一調べられるだろうかどうだろうか、こういった点をお尋ねをいたします。

おそれから、貴重なノートをございましたが、先ほ  
組合の同意を受けることを明確化するというふう  
なお話をございました。実は、この辺もこの前國  
会で私はいろいろ議論をしたわけござります  
が、法律論だけで申しますと、同意ではなくて、  
労働者の状態を「配慮しなければならない」とい  
う規定がある。配慮した結果、営業の一部譲渡を  
一方的に政府が命ずるという規定になつておるわ  
けです。決して労働組合との同意ということでは  
ないわけですね。

そういたしますと、日本の企業の中では終身雇  
用制というものが大体貫徹しておりまして、先ほ  
ど、生産性向上は労使一体となつて協議会をつ  
くつてやるというふうな話でありますけれども、  
そういうた命令がもし出たときには、その労働者  
の諸君は、たとえば旭硝子で申しますと、ガラス業  
界ですから、あと残つておりますのは日本板硝子  
であり、セントラル硝子だと思うのですが、新会社  
をつくつてそこでやるというのは企業規模からし  
てとてもできない話だろうと思うのです。そうし  
ますと、その二社の方に行つてくれといふと、いふ  
ことにしかならないだらうと思うのですが、会社  
のいろいろなこういったことを、独占状態をやつ  
てるからという理由で労働者の諸君が引き受け

られるだろうかどうだろうか、現実問題としてそういうことが一体やれるものだろうかどうだろうか、この辺につきましてそれぞれ御答弁をいただきたいと思います。

○私の与えられた時間が三十分までございますので、恐縮でございますが、御答弁はできるだけ簡潔にお願いをしていただきたいと思います。

○中島(源)委員長代理 参考人に申し上げます。林委員の持ち時間は十二時三十分まででございますので、まさに失礼でございますが、簡潔にお答えをいただきたいと思います。

○徳永参考人 ただいまのお尋ねは、自己資本比率、利益率といいますか、そういうことで、プリキのようなものをどう計算ができるのかというお話をございますが、私も直接経理は担当しておりますけれども、どうやって計算するのか、会社の企業経理担当者も全く当惑すると思います。原価計算を品種別につくる作業もやつてないわけじゃございませんが、しかし、それはきわめて仮説の多い、仮定の非常に多い作業でなされるものでございます。ことに、自己資本に対する利益率、自己資本をブリキにどう割り掛けるのかなんということは仮説の仮説の積み重ねでしか出しようがないことだらうと思います。それよりも何よりも、いま鉄鋼界は、自己資本利益率にしましても、売り上げ利益率にしましても、大変な利幅の薄い業界であることは御承知のとおりでござります。

なお、私が売上高利益率と申し上げましたものは、自己資本というのは、仕事のスケールと自己資本との関係は必ずしも相関していないという關係がございますので、消費者の立場から考えまして、どれだけもうけておるかもうけていないかといふ場合には、売上高に対して幾らもうけておるかもうけていないかということの方がわかりやすいのじやなかろうかと、いうようなことで先ほど申し上げたわけでございます。

○佐治参考人 御質問の御趣旨は、イノベーションにはいろいろな種類のイノベーションがあるん

じやないかということと、それから特許その他の法令上除外といいますか、例外として取り扱う、独占の場合の例外として取り扱うということについての考え方と、こういうふうに考えております。

イノベーションに関しては、いわゆる新しい技術の創成と申しますが、そういうたるものもちろん大変大きな分野を占めておると思いますが、同時に、また、最近の消費者の消費者行動が、いわゆる価値観の多様化という言葉で表現されておりますとおりきわめて複雑多岐にわたっておりますとして、そうした方々の従来なかった新しいニーズにこたえるということもまた企業にとりましての大変大きなイノベーションでございます。たとえばウイスキーで申しますと、最近発売をいたしました二級ウイスキー及び一級ウイスキーにおけるジャンボボトルなどは、消費者の現在の節約ムードと申しますか、そういったものに対するニーズを埋めるためのものでございます。あるいはまたワインを小さな、ハンディなボトルに入れてまして発売をいたしておりますアリカタイプというのも、これまたワインが特にニューファミリーの御家庭の中に大きなニーズを持っておるということにこたえようとする意味での新製品でありますて、そういうものも広く技術革新と並んでやはりイノベーションとお考えをいただかななければならぬのではないかというふうに考えるのあります。

それから、特許、実用新案あるいは著作権等と並んで大変重要なつてまいりておりますのは、いわゆるノーハウであります。これは必ずしもすべてが特許によって保護されるというわけにはいかない場合がある。このノーハウをどうして特許と並んで御勘案をいただけなかつたのか、大變理解に苦しむところでございますが、私どものウイスキーに関しては、このノーハウに相当いたしますのがブレンディング技術であります。ブレンディングというのは、いろいろな原酒をませ合わせます

つくり上げていくと、いろいろな技術で、イギリスでもそれぞのの会社がそれぞれに養成をいたしてしまいました。チーフブレンドラーというのがおりまして、そのチーフブレンドラーは大抵の場合、社長よりも月給が高いということでございます。サントリーにおきましては私自身が父から引き継ぎましてこのブレンダーの仕事を勤めておりまして、私一人がサントリーのウイスキーの全品質に対しても責任を持つ立場にございます。したがいまして、もしサントリーを分割しようという場合には私の体を二つに裂いていただく以外には方法がなかなかうかと、いうぐあいに考へるのでございます。

○國井参考人 先ほどの御質問でござりますが、写真業界においてフィルムとそれから写真機と両方やつておるが、その間で一般管理費と販売費を明確に区分することができるかという御質問と思ひます。

御承知のように、私ども一社全体としましてフィルムもやり写真機もやつており、この場合に必要とされます一般管理費あるいは販売費というものはそれぞれ共通のものも多々含んでおります。それから、中には特有のものもある。こういう状況のもとで営業をし、事業を行つておるのが実情でございます。したがつて、お話しのようにこれを明確に区分することができるかと申されますが、本当に仮定の仮定を立ててやれば別といたしまして、正しい姿で、その実の割り振りは一体どうだというものはほとんど不可能であるといふふうに考えております。

○喜多山参考人 企業分割されまして競争会社へ転属する組合員がいるかないかという問題かと思ひますけれども、組合員は一生を託せる企業としまして旭社を選択しております。したがつて、現在旭社の社員として、また組合員として誇りを持って仕事をしております。先ほど申し上げましたように、約千二百名からの組合員がみずから郷里を離れて関東なり関西の方面に転勤をしているという実態から見ましても、旭社の中で自分の生涯を全うしたいという気持ちから旭社で働く

いるわけでございます。したがつて、競争会社である企業の方に転属して働くというような組合員がいるというふうに私は現在とらえておりません。

○中島(源)委員長代理 佐野進君。

○佐野(進)委員 私は、今まで参考人各位の御意見を聞いていながら強く感じたことは、今度の改正案に対してもっと神経過敏におなりになり過ぎているのではないかというような印象を実は強いたしておるわけであります。きょうはわれわれ理事会といたしましても、主として関係業界の皆さん方に来ていただきて眞の声を聞く必要があるではないかという配慮に基づきまして、ほとんど反対の立場に立たれておる方々を想定いたして御出席を願つておるわけでございますから、必然的にそななることはやむを得ないと思うのでございますが、私どもがこの法律を審議するに際して、政府提出の法案の提案説明中においても、「今後の我が国経済の一層の発展を図るために、情勢の変化に適応し、国民の理解の得られるルールを確立して、公正かつ自由な競争を促進し、自由経済に新しい活力を与えることが必要となつたのであります。」と言われております。こういう背景のもとにこの法案が出されておるのだと言つて政府は提案しております。

私どもは、この提案が不満だということでおる党修正案をそのまま現在の野党四党で提案をして、対案として出しておりますが、その中でも、「私どもは、今日の経済不況や今後の低成長経済下において、企業の市場制限的行為の増大が予想されることにかんがみ、公正かつ自由な競争を促進することが必要不可欠な要請であると考えております。」というように書いておるわけでございまして、私どもが独占禁止法の改正案を審議する立場は、まさにこれから日本経済の状況に即応した形の中で、自由かつ公正なる競争を図るために何が必要であるか、その必要な条件は一体どう確保したらいいのかというような角度から審議をいたしておるわけでございます。

そういう意味合いにおきまして、ただいままでの参考人各位の御説明を聞いておりますと、言葉が適切かどうかわかりませんが、何か、非常に被害妄想におかかりになつておられるのじゃないかと思ひます。

企業分割の問題でございますが、この問題につきましては、本法律案の改正における最大の問題でありますことは皆さん方も言われておるところであろうことで、四十五条の二項の追加規定を削除すべきであるのでございますが、私どもがこの法律を審議するに際して、公取試案が出ましてから数年たつたことは私どもも十分承知いたしております。しかし、この案については、日本の産業経済の実体をどこでだれがどの程度調べたのかということについて、私どもはそれは非常になされないことがあります。ただ、私どもは、これが不満であるといふことで、四十五条の二項の追加規定を削除すべきであるのではないかといふ主張をいたしておる長は、この企業分割は構造規制ではない、活力競争力を重視し、運用には柔軟姿勢を持ち、秘密には過剰介入はしない、さらにはまた、企業分割規定が発効されるためには弊害発生が条件であるルールを確立して、公正かつ自由な競争を促進し、自由経済に新しい活力を与えることが必要となつたのであります。」と言われております。こういう背景のもとにこの法案が出されておるのだと

言つて政府は提案しております。

そういうような条件の中で今まで審議を続けておるわけでありますが、徳永参考人は先ほど来非常に強い立場に立たれた反対の意見を申し述べられておるでございまして、慎重かつ具体的現状に照らし合わせて審議をしてくれという御要望でござります。私どもも賛成であります。しかしながら私は御意見として承つておくわけでございますが、私どもの考え方から申し述べますならば、このような問題がどこから出てきたか全然わからぬといふ御判断は、徳永さんともあろうお方の御見解としてはちょっと伺えないような気がするわけです。少なくとも数年にわたつてわが国の知能を集めた形の中で、各省庁、政府の各機関が真剣にこの問題を討議し、通産当局といえど

合致したものとしてやむを得ないのでないかと

いう判断に立つておるわけであります。

徳永参考人の御見解は、私どもにとつていささか感情的とも思われるような見解が先ほどあつた

わけでござりますので、その点について、時間がございませんから簡単に御所見を述べていただきたいと思います。

○徳永参考人 公取試案が出ましてから数年たつたことは私どもも十分承知いたしております。しかし、この案については、日本の産業経済の実体をどこでだれがどの程度調べたのかということについて、私どもはそれは非常になされない

ことがあります。ただ、私どもは、これが不満であるといふことで、四十五条の二項の追加規定を削除すべきであるのでございますが、私どもがこの法律を審議するに際して、公取試案が出ましてから数年たつたことは私どもも十分承知いたしております。しかし、この案については、日本の産業経済の実体をどこでだれがどの程度調べたのかということについて、私どもはそれは非常になされないことがあります。ただ、私どもは、これが不満であるといふことで、四十五条の二項の追加規定を削除すべきであるのでございますが、私どもがこの法律を審議するに際して、公取試案が出ましてから数年たつたことは私どもも十分承知いたしております。しかし、この案については、日本の産業経済の実体をどこでだれがどの程度調べたのかということについて、私どもはそれは非常になされないことがあります。ただ、私どもは、これが不満であるといふことで、四十五条の二項の追加規定を削除すべきであるのでございますが、私どもがこの法律を審議するに際して、公取試案が出ましてから数年たつたことは私どもも十分承知いたしております。しかし、この案については、日本の産業経済の実体をどこでだれがどの程度調べたのかということについて、私どもはそれは非常になされないことがあります。ただ、私どもは、これが不満であるといふことで、四十五条の二項の追加規定を削除すべきであるのでございますが、私どもがこの法律を審議するに際して、公取試案が出ましてから数年たつたことは私どもも十分承知いたしております。しかし、この案については、日本の産業経済の実体をどこでだれがどの程度調べたのか

ではないかと私どもは思つておるのであります。しかしそれはそうであつても、その思うことは別にして、裸になつた場合、たとえばサントリリーの会社ではどの程度の企業分割を、いわゆる営業の一部譲渡を行わなければならぬ実態であるか、富士写真フィルムなどの程度の実態であるのか、この際すべての前提を離れて、現実の姿としてお述べをいただきたい。簡単で結構です。

○佐野(進)委員 いまここで議論しようとは思ひませんから私は御意見として承つておくわけでございますが、私どもの考え方から申し述べますならば、このような問題がどこから出てきたか全然わからぬといふ御判断は、徳永さんともあろ

うお方の御見解としてはちょっと伺えないような気

がするわけです。少なくとも数年にわたつてわが

國の知能を集めた形の中で、各省庁、政府の各機関が真剣にこの問題を討議し、通産当局といえど

直ちにそれが発生する抵触業種はしまはない、しかし、ガイドラインでは九業種だと、このように言われておるわけですが、サントリーの場合はど

れどもこの程度のことは先ほど申し上げた目標に

の程度になるのか……。

○佐治参考人 市場占拠率だけを前提にしてといふお話をございましょうか。——市場占拠率だけから見ますと、しかし、これは先ほど来申し上げておりますとおり、事業分野というものをどう考えるかということによって大きく変わつてまいりますので、事業分野を私どもがお願い申し上げておりますしょうちゅうを含めた蒸留酒全般を分母といたします限り、サントリーも分割の対象にはなりません。

國井参考人　ただしの御質問の趣旨か、一一定の構造要件としてのシェアの点で、いわゆる形の上だけでかかるのかどうかという御質問でござりますれば、私ども、写真フィルムというものをとりましたときには、まさに言われておる一社で五〇以上、二社で七五というものに相当することは間違ひございません。しかし、巷間言われておりますような、たとえば個人用のフィルムというものは何%であるかというようなことは、公取が言つておりますガイドラインの写真フィルムという範疇とははるかに狭いものでございまして、これが非常に混同されて議論をされておるという状況はござります。しかしながら、構造的なシェアといふことで分割の対象になるということはある述べましたようによることに反対であるということと、それから、公取の委員長が、まずさしあたり該当するものはないんだとおっしゃつておりますが、さしあたりないという言葉を使っておられますだけで、永久に絶対にないということは申しております。

○佐野(進)委員 私も、いまの國井参考人のお答えとそれから佐治参考人のお答えで、特に國井参考人が申し条をもつておられるが、現在の公取委員長が永久におやりになるわけでもございませんし、法律は、できますと形の上できちつと決まつたものを運用していくわけでございますから、どういうふうな運用をされるか、これはもう私ども非常に危惧を持つのは当然であろうかと考えます。

考人のお答えが適切な表現ではないかと思うわけではあります。この法律がいま通ったという段階の中において当該する危惧はないとしても、将来その危惧が現実のものとしてあらわれてくる可能性があるというようなことを私どもは審議をする経過の中で感じておつたわけあります。

そこで、そういうような感じを持つて、皆さん方もこの法律についてはその成立に非常に心配をいたしておるわけでございますが、しかし、ここでもまたもう一つ問題点になることは、經濟の公正にして自由なる企業活動を行わせるためにこの法律が現状においても必要だということで私どもは審議しているわけですが、皆さん方はそうではなくて、この法律が通ると、その行為を阻害する要件として働くのだというぐあいに御判断なさるておるようでござりますけれども、そういたしますと、こういうような独禁法の改正問題を引き起こした当時の社会環境におけるところの当時の企業家としての皆さんの責任と、そして、低成長下における今日なおかつ引き続きこの問題が重大なる政治的課題として如何に上って論議されていくことに対して、企業の経営者として何らかお感じになることがございませんか。

これは反省というと言葉は強いと思うのでございますが、先ほどアメリカのお話もございましたけれども、それぞれの国のそれぞれの状態に適応して独禁政策というものが強化されつつある現状の中で、わが国も必然的にそれと合致する意味において強化すべき条件にあると言われておるわけでございますが、その強化すべき条件をつくり出すために果たしてきた企業家の責任ということについてどうお感じになられるか、これは徳永さんで結構でございますがお伺いいたしたい。

○徳永参考人 先ほど私の冒頭の意見陳述で申し上げましたけれども、私の新日鉄株式会社は、オイルショック直後今まで、またそれ以前からでももありましたけれども、どうやって國の政策に協力するかということを一生懸命考えてきたつもりで結構でございましたがお伺いいたしました。

でございまして、オイルショック直後の混乱の原因の種をまた覚えは身にないつもりでございます。そういうことをぜひ御理解いただきたいということと、それから、繰り返すようでございますけれども、日本の産業の実体というのはむしろ大きな競争が実態でございまして、そのゆえにこそ先ほど申し上げましたようにいろいろな問題がいま起こっているわけでございます。より多くもうけるかるカルテルもできたこともございません。また、寡占になつたから寡占になつた地位を利用して消費者の利益を害するようなことをした企業は存在しないというものが日本の現実じやないのかと思ひます。存在しないのにかかわらず存在するかのごとき仮説を立てる人がある。外国の本にはそういうことは書いてござります。また、外国ではそういう事例がござります。アメリカの独禁法はそういうことから生まれました。

これは議論するつもりはございませんよ。しかしながら、あなた方も、少なくともこういう国会の場所において、あるいは政府や各機関の中において審議をしなければならないという状況の中に置いた原因の一につき、当時の、そして今日においてもなお企業活動家として反省を——反省と言つとちょっと言葉が過ぎるかと思いましたけれども、何か考へることがないかと申し上げたのですが、そうするとあなたの御答弁では全然考へることはないと思ってよろしいわけですね。

○徳永参考人 産業界も広うございますから、オイルショック直後に幾つかの過ちを犯した者がいることは申し上げません。しかし、それが全般として言えることであるのでしょうか、例外と原則なんでしょうかということと、このいま論じられております発想というのが、先ほど申し上げましたように、オイルショック直後の混乱、不安、動揺の中に生まれた一つの考え方とということで、日本本の産業実体、経済実体、日本の繁栄のもとはどちらに生れたかというような姿というものを冷静に踏まえたらこんな意見は出てこないんじゃないだろうかというのが私ども産業人の感じであるわけでございます。

○佐野進委員 一部の企業家の思い上がった独善的な考え方方が一種の経済的な危機を招く条件になるということ、これはいずれの国においても同様だと思うのです。

佐治参考人にお尋ねいたしますが、きょうもいろいろここで参考人の意見陳述を聞きながら、あなたの方のところの製品を愛用をしているグループが大変多いので、体を大変こわしている——いや、こわすということじやなくて大変飲ましていただいていらっしゃるという話で、きょう参考人としてお呼びしてお話を聞く形の中で実は親しみを持ちながら——これは酒の方にですよ。そして御質問を続けておるることは事実でございますけれども、その中で、あ

あなたの見解というものはいまの徳永参考人の見解とは立場におけるニュアンスが若干違うわけでござりますけれども、私の質問した件について、社会的な責任という形については企業家としてどう御判断なされているか。この審議をしていとう形の中において、その御判断をお示しいただいたい。

○佐治参考人 大変御愛飲をちようだいいたしておりますことをありがたく思ひます。が、企業としての責任については、これは非常に広い範囲に及ぶと思ひます。企業が大きくなればなるほど、その影響するところといいますか、影響力といいますか、そういうたのも大きいことは否めない事実でございますので、そういうた意味で、私ども、社内におきましても、社会的な責任を十分に自覚するような経営努力を常に続けてまいつておるつもりでございます。

先ほどの、オイルショック以後における私どもの企業ビヘービアと申しますか、それに関しましても、先ほどもちょっと御説明申し上げましたとおり、ウイスキー類の値上がり幅は、四十五年を基準としてわざわざにしかすぎない。この一事によりましても私どもの意のあるところをおくみ取り願えるのではなかろうかというやあいに考えております。

全般としての御立論に関しては、確かに、不況あるいは低成長下にありますても、自由、公正な競争をさらに促進するといふことはひとも必要であり、それによって今後の困難な先行きが予想される日本経済が本当に活力のある発展を遂げ得るのではないかと私は考えておりますが、ただ、その対策として企業分割をお取り上げ葉はどうかと思いますけれども、私ども九業種は一種のスケープゴートに擬せられておるという感じをどうしても否めないのであります。

先ほども徳永参考人から御意見がございましたけれども、また、私も意見陳述の中で申し上げさせていただいたわけですが、九業種それぞ

れがそれぞれに社会的な責任を自覚しながら消費者の皆様方の御支持、御理解を得るという形で、それを一つの私どもにとりましての目標、指標といたしまして創業以来努力をしてまいったものがこの自由社会の中で生き延び、発展をしてきたということは、その業界あるいは日本の企業全体、企業社会かりでございまして、そういったものがこの自由社会の中では、それがまた相当額になるのではないかと思ひます。

以上のとおりでございます。

○佐野(進)委員 それで、町田参考人にお尋ねをしたいと思うのでございますが、また先ほどと同じような質問になるのですが、この法律案が最初に公取試案、政府素案として討議された際、いわゆる商社論というものがわが国の経済を取り巻く情勢の中で大変重要な問題として論議されておったことは御承知のとおりでございます。その中からこの原案が出てきておるわけであります。が、たとえばおたくの会社の場合、先ほど来株式保有制限の問題についてお述べになっておられましたのでお尋ねしたいと思うのですが、この法律が通過いたしましたと仮定いたします。

○佐野(進)委員 時間がなくなりつつありますので、最後に喜多山参考人にお尋ねをしたいと思うわけです。

労働組合の立場から先ほど来意見をいろいろ申し述べておられるわけですが、私ども労働者の権利を守ることは何ら——何らどころか、それは大変大切なことだと思っておるわけでございます。ただ、あなたの御見解を先ほどお聞きをしておりまとと、企業分割というものが、この法律が通ると旭硝子の場合はまさに直ちに適用され、その適用される段階の中でどうするのかというよういう御心配がおありになるようですが、先ほど来の國井参考人や佐治参考人のお話の状況も、旭硝子も恐らく同じような条件であろうかと思うわけであります。

○町田参考人 御質問についてお答えいたします。除外規定の中身がはつきりいたしませんので非常に大ざっぱなお話になつて恐縮ですが、私の方の例によりますと、この法律が施行されますと基準額を大方約五百六十億くらい超過するかと思ひます。そしてこれは非常に彈力的に配慮されまして、十年間にこれを解消しろという御指示でござりますので、それは十年間にできるだけ市場を混乱させずに、また、御相手先の会社にも御迷惑をかけない形でどうやってこれを処分していくかと

いう配慮をしなければならないかと思います。

ただ、先ほど来申し上げておりますように、そ

の

合といたしまして一番問題になりますのはやはり企業分割の問題であります。その他の方につきましては若干問題のある項目はありますかと思います。

それ

の中には非上場株という項目もございます。それから、いわゆる一種の駆け込み防止という御配慮

があります。

か、そういうものがいかに厳しくわれわれを律

らから、恐らく、五十年度末の保有高との法施

行日の間の保有高の差額といふものは、これは一

年間で処分をしなければならない。これが現実に

どのくらいの数字になるかということは、施行日が明らかになりませんのでまだ数字はわかりませ

んが、これがまた相当額になるのではないかと思

います。しかも、これを一年間で今度はやらなければならぬということになりますと、この面が

ら出るものについて、われわれも実行する場合に

相当配慮はいたしますが、しかし、限られており

ますのでその点非常に心配しておる、こういうこ

とでございます。

○佐野(進)委員 時間がなくなりつありますので、最後に喜多山参考人にお尋ねをしたいと思うわけです。

どうなさいましたか。これは少し言い過ぎかどうかわかりません

が、そうでなく、お互いに議論しながら、大企業

と野党共同提出案の二つの審議がありました。そ

れ

の中における目標につきましては先ほど私の方か

ら具体的に述べたわけであります。皆さんは、

どういたしましたと、どの程度この持ち株制度に該

次第でございます。

○佐野(進)委員 先ほど来各参考人に対する質問をしてまいりましたが、冒頭に申し上げましたとおり、私どもは、この法律を審議する際、政府案

と

お考えなのではないか。先ほどのように、われわれはいいんであるけれども公取にこういう権力を与えたんじや大変なことだ、実体のないところ

が、野党は敵で与党は味方であるというふうに

お考えなのではないか。先ほどのように、われわれはいいんであるけれども公取にこういう権力を与えたんじや大変

十分参考にさせていただきますが、同時に、また、皆さん方もそれぞれ視野を広げた形の中で対応していただきことを、これまた要望いたしました。私の質問を終わります。

御苦勞さまでした。

○中島(源)委員長代理 板川正吾君。

○板川委員 参考人にお伺いをいたします。時間が三十分ですから、どうぞがまんをしていただきたいと思います。

まず、徳永さんに伺いますが、徳永参考人がる反対意見を開陳されたが、その意見の中から私が感することは、結局財界なり産業界というのが殿様で、中小企業は家来で、国民は百姓が町民で、今日の生活ができるることは殿様のおかげではないか、感謝こそすれば文句を言う筋合はない

じゃないか、と、こんなふうに実は私は受け取れておるのであります。このいわば古い思想といふものが独禁法を理解しない根底にあるものじゃないだらうかということが、失礼ですが私には感じられました。

そこで、お伺いをいたしますが、これは経済のことじやないのですが、独裁政治というものに対して徳永さんはどういうような考え方を持っておられますか。独裁政治といふものをいまの社会で果たしていいかと思うなるでしょか、それとも好ましくないとと思うでしょうか。

○徳永参考人 最初にお話がございました私の説明の仕方について、大企業だけが云々といふようになつて、一緒に働いても結果としていいと思つていますが、私どもの事業につきましては、無能な者が独裁的地位を占めるのじやないのです。それぞれ優秀で、行動力、決断力がある。競争に打ちかってこそ独裁的地位を占めるのが実は独裁者の論理なんですよ。独裁政

治体制といふものを長い間とるとやはり政治形態としてはまずいということから、新しい憲法で、御承知のように主権在民の民主主義国といふうことになつたのだろうと思うのです。

回りくどいのですが、独占禁止法といふ法律も

經濟の独裁者がある程度チェックしようといふ

精神で生まれていることを理解してもらいたいと思つたのです。先ほど徳永参考人は、公取は經濟を知らない、また知らうとしないとおっしゃいます

が、財界、産業界の皆さんも独禁法の立法の趣旨

なり精神なりといふのを余りにも理解しない

し、理解しようとしているのです。ここに問題があるのだろ

うと私は思うのですね。たとえばエッソとモー

ビルですか、こういうアメリカ系の会社では、社

はなはだ私の不徳のいたすこととして御理解いただきたいと思います。

なお、最後に、独裁をどう思うかというお話を

ございますが、私ども直接住んだことはございませんけれども、いろいろな形で、商売、仕事の関係で触れる面がございますが、独裁国家というの

は、言うなれば、あれで能率が上がるはずがな

い、したがつて結果として国民が本当に幸せにな

るはずがないというが素朴な印象であること

を申し上げておきます。

○板川委員 独裁者が独裁的な地位を占めるま

は、やはり非常に優秀な頭脳を持つており、ま

た、それに実力と決断力を持つておる。そして幾

多の競争なり闘いなりに勝ち抜いて獨権を握るわ

けですね。この獨権を握った者が、おれはいま

で粒々辛苦して闘つて勝ち抜いて今日の地位を仕

上げたんだ、なぜこれが悪いんだという論理、こ

れが実は独裁者の論理なんですよ。独裁といふ

ことがありますし、また、きょう供にも連れてきて

おられます。しかし、さかまく誤解を受け

ることのないようにしておるわけをな

りますし、また、きょう供にも連れてきて

おられます。しかし、さかまく誤解を受け

限りは一時独裁法を停止するくらいの気持ちでやらないと日本の経済はうまく再循環の過程に入らないんじゃないだろかということをやや誇張して申し上げました。しかし、実態はそういうことであろうと考える次第でござります。

○板川委員 確かに、平電炉も非常に不況が続いている。織維も、これまた非常な不況で

ね。その不況の産業は、御承知のように独禁法二十四条には不況カルテルを認める制度がござります。ですから、独禁法を一時停止しなくとも、独禁法の運用で、申請をし、それが実情が妥当だと見れば公取は許可するはずであります。だから別にこれは独禁法を一時停止しなくたって、独禁法二十四条の不況カルテルの申請をして許可をも

らえればいいんじゃないですか。  
ただ、そういう不況だからといってあらゆる産業に無条件にカルテルを認めるといふことになれば、それは結局は消費者にしわ寄せになる。これは独禁法の目的に反しますよ。ですから、それは、独禁法を一時停止しなくとも、独禁法の適用ができるんじゃないでしょうか。それを独禁法を一時適用停止して不況対策をしろ、アメリカでもやってきたじゃないかという論理は、いまの経済秩序というものに対して、産業界の代表としてはどうもちょっと理解が少ないじゃないかという感じが私はしますが、いかがですか。

しかし、私が申し上げましたような面に対する政  
府の出方、対策のとり方が遅過ぎるという感じを  
持つておるわけであります。平電効業界も本当に  
行き詰まりかけて、やっと腰が上がつてああいう  
審議会ができて答申が出たけれども、それに対応  
する手を打つまで業界がもたなくてぼろぼろとつ  
ぶれつつある業界、というのが現状であります。  
それから、不況カルテルは認めるようになつて  
おるからいいじゃないかというお話をございます  
けれども、不況カルテルだけで解決がつく業界も  
あると思いますが、解決がつかない業界がたくさん

あると思います。いまの電炉業界はすでにカルテルは認められております。カルテルは認めても値は下がつておるというのが過当競争の生態でございます。これはカルテルだけでは救わない、もっと直接的な、先ほど申し上げましたような総合的な対策がなければ救われないというとを証明しておるのであります。ほかにたとえアルミからアルミの二次産業も関係いたしておりますけれども、ほとんど同じような実態を示しております。

れども、業種によって対策は違うだろうと思いつが、ほかのものと組合しながら対策が充実化しその一部としてのカルテルを認めるという体制それは今までのような三月しか認めぬとか二月しか認めぬというような小刻みではとうてい救えないと思います。

そういう面で、適切な立ち直りの総合的な設を描いた、その一環としてカルテルの規定が運されるということでなければうまくいかないだうと思います。

○板川委員 確かにこの不況問題にカルテルやつてもなおかつだめだという場合もあるでし  
う。しかし、それは独禁法を一時停止しろとか  
禁法なんかやめてしまえという論理じゃないの  
ですね。それはいわば独禁法の分野じゃない  
す。だから、それは、産業政策上通産省なりが  
いうふうにそれを持たて指導するかということと  
なるんじゃないでしょうか。ただ、カルテルな  
かがだれでも自由にできるようにして、そのた  
に独禁法を一時停止しろという論理はおかし  
し、平電炉のごとくカルテルを結んでもなおか  
が下がつておるというようなところはどうに  
ならないということをもつて独禁法を一時停止  
ろという根拠にはならないんじゃないでしょ  
か。それは産業政策上の問題であろうと思いま  
す。次に入りますが、同調的値上げ問題について  
を込めて説明がございました。同調的値上げは  
然である、一物一価の原則ではないかといふこ

が結局主張の根本だつたろうと思うのですが、確かに、一物一価の法則は経済の一つの法則ですが、確かもしません。御承知のような、経済が完全に自由競争が確保されなければ、競争状態にあればありますて、すべてに適用されるものじゃないだらうと私は思うのですね。

この一物一価の法則、原則を主張できるのは、大企業は主張できましよう。先ほどある説明されたような趣旨においてそれはありますましよう。しかし、中企業、小企業の分野では実際一物一価なんかいうわけにはいかない。あくまでもこの一物一価の原則を通そうとすればカルテルを結んでいくつかはないということになるんじやないでしょうか。少數な寡占企業の場合には、何も協定を結ばなくとも一物一価の論理が通用いたします。しかし、多數の企業の場合には一物一価の原則は必ずしも通りません。こういうことになるんじやないですか。

ですから、この一物一価の論理というのは大企業に都合のいい論理であつて、これは流通社会にすべて通用する原理ではないと私は思いますが、いかがですか。

○徳永参考人 大企業とか中小企業とかと関係なく、私が申し上げましたのは、商売の現実として同時にしか物の値段は決まらないものですよといふことを申し上げましたわけでございまして、それは世界じゅうあたりまえのこととして、世界のどこにも通用しておることでございます。それはあたりまえのこと、それをなぜ報告せにゃいかぬのかという、そこからわからないわけでございます。あたりまえのことがわからないということがわからぬといふ言ひ方になりますけれども、先ほどの申し上げましたから繰り返すのは省略いたしますけれども、われわれの品物の買い手も厳しい競争にさらされた産業人でございます。

それは現にいまわれわれの値上げ問題——われわれもまた昨日値上げを発表いたしております

けれども、一月ぐらい前に川鉄さんが値上げしておられますけれども、値上げはこれは表明されただけでございます。きのう各社の数字がほぼそろい、しかし、まだNKさんが値段をお出しになっていないと、いうことで、そういうものがそろいまして買い物手がどう納得するか、どれを選ぶかということになりますわけで、そのときには一緒にならぬのですよ、ということを申し上げております。値上げの発表表値が通ると思いつになつた大間違いで、値が決まるときには同じものがしか決まらないのですよ、同じものは同じ時期にしか決まらぬのですよ、ということを申し上げております。わ�です。その経済の現実というものをこらんになつたら、あんな規定がどうして出るのかと思ひうわけです。

しかし、商品、サービスには森羅万象たくさんあるわけでございますから、聞かなければわからぬといふものもあるのかもしれませんが、わかり切つたものにも報告させられるというようになつておるといいますか、除外を法規上は置いてない形になつておりますから、何であんな法律ができるんだらうかという不思議な感じをすら私どもは持つておるといふことです。

○板川委員 一物一価の法則というものは、御承知のように、完全競争の市場では全く同質の商品に対しても異なる二以上の価格が存在しない。なぜなら、異なる二以上の価格があるならば、完全競争の状態にある限り、需要あるいは供給はそれぞれ有利な方に集中するからであると言われておりますが、こういう市場もあるでしょう。しかし、これがすべての原則ではないということを実は私は言いたかったわけであります。

たとえば石油なんかは、同じ商品であつても必ずしも手段が一致はしないわけでありますから、そういう意味で鉄の場合にはそういう主張が言われるとしても、それは要するに寡占体制の企業のみに言える言葉じやないだろか、という感じがいたします。これはまたのことについたしますが、いまお話をありましたように、値上げの理由を届け出することが自由主義経済の根幹を揺るが

すような重要な問題だとおっしゃられます。が御承知のように、電力、ガス、私鉄等あらゆる企業でも、料金なり運賃なりを値上げしようというときには値上げの理由を公表しておられます。その公表は企業の絶対秘密的なものまでは必ずしもやつてないであります。ただし、これこれの原材料が上がったために、あるいは人件費が上がったためにこれだけの運賃が必要だということでやるんじゃないでしょうか。

だから、寡占企業が同調的値上げをした場合には値上げの理由を報告することがなぜそれほど自由主義経済の根幹を揺るがすような大問題なんでしょうか。われわれ国民にはわかりませんが、この点はどうお考えですか。

○徳永参考人 電力、ガスというのは、御案内のように、特別法による地域独占という権限を与えた、その反対責任という形で原価を認可制にかけるというような仕組みになっておるわけであります。われわれの主要産業は、鉄鋼以下日本では大抵の産業というのは自由企業体制で、各社猛烈な競争をいたしております。われわれは先ほどある申し上げましたが、競争しておる業界の中のあそこが原価幾らであるということがわかるということが必要業界とどういう関係に立つでしょうか」という問題と、それから先ほども申し上げました輸出、輸入に及ぼす影響ですが、日本の鉄の値段が現実には競争力を持って輸出されおりますけれども、その原価はこうなんだといふことが出ました場合に、相手がびっくりしてそれが輸入制限をやろうかというようなことになるという危険も出てまいります。鉄鋼業だけで百億ドル以上輸出でかせいでおりますけれども、こんな変なことになつたらどういうことになるのでしょうか。

これはあるいは逆に、われわれが原料を買います際に、相手国からおまえのところは原価幾らで幾らもうかつておるからもと上げたらいじやないかとかいうふうなかつこうの資料を与えるをいうことになるわけでありまして、企業秘密の基

本というものは、原価を秘密にしながら、わからぬがゆえに自分のところだけどこにも負けぬようにしておる経済、それが自由企業経済だと思いまして、今日はお伺いします。

これは町田参考人にも共通しているのですが、トップの企業になるまで、今日に至るまでは、非常に工夫をして、それから競争に勝ち抜いて努力をして今日トップ企業にのし上がつたんだということは、サンタリーの場合にはまさにそうであります。町田参考人の場合には別ですが、佐治参考人の場合にはそうであります。われわれは今日に至るまでの過去のそういう努力なり工夫なりを評価しないということじゃないのですよ。

しかし、トップの座に安定をして——いまは安定していいからトップの座についてもまだ常に競争が行われておるのをうがいかし、やがてその競争業者を打ち負かして、トップの座に安定して長期に覇権が続くようになりますと寡占の弊害が出るのじやないでしようか。

○板川委員 時間があと二分しかありませんか

○板川委員 時間があと二分しかありませんか

本というものは、原価を秘密にしながら、わからぬがゆえに自分のところだけどこにも負けぬようないかのじやないでしようか。どうも余りにも過剰な被害妄想に取りつかれているのじやないだらうかと思うのです。これはやがて事実が証明するでしょう。数年間たつて分割規定の対象になるかどうかお考えになつてもらつて、自肅さえすればそれはあり得ないと私は思います。

ただし、自肅をしないで、こんな独禁法なんか知らないということで、宣伝費を幾らでも使い、あるいは独占利潤を価格に還元しないで、規定されたおるような状態を長く続ければ分割の対象になるでしょう。しかし、そういう非常識なことをしない限りそういう心配はないと思いますが、この点についてどうお考えですか。時間がございませんので一言だけで結構です。

○佐治参考人 トップ企業に至るまでの努力を評価していただくというお話をございますので大変

○板川委員 終わりますが、四百九十九億の場

合、あるいは五〇%じゃなくて四九%の場合そ

ういう議論もございます。

○板川委員 五〇%以上市場支配力を持つものと規定したり、西ドイツでは三分の一と規定しております。

五百億で不十分なら将来は三百億にするとか、

あるいは五〇%を三三%にするとか、こういう方法

だつてありますけれども、五〇%に線を引いて四

九%をどうするのだとか、そこに不合理があるか

らおかしいというのは基本的な争いじやないで

しょう。もし必要があれば、私ども公取も、そ

の線は今度は次の機会に基準を下げることも可能

であります。

○中島(源)委員長代理 午後二時二十分から委員

会を開くこととし、この際、暫時休憩いたし

ます。

○佐治参考人 これは町田参考人にも共通しているのですが、市場占拠率が一社四九%、二社七四%ということは、サンタリーの場合にはまさにそうであります。町田参考人の場合には別ですが、佐治参考人の場合にはそうであります。われわれ参考人の場合にはそうであります。われわれは今日に至るまでの過去のそういう努力なり工夫なりを評価しないということじゃないのですよ。

しかし、トップの座に安定をして——いまは安定していいからトップの座についてもまだ常に競争が行われておるのをうがいかし、やがてその競争業者を打ち負かして、トップの座に安定して長期に覇権が続くようになりますと寡占の弊害が出るのじやないでしようか。

○佐治参考人 独占の弊害が出た場合には、これこれの条件——九つの要件がありますね。御承知のように一社五〇%、二社七五%、五百億、以下九つの要件に当たりますと分割規定が発動いたしますよというのですね。この九つの要件を満たして当面分割の対象になる企業は一社もないということを申し上げますけれども、その原価はこうなんだといふのがいま寡占の場合に問わることになるということを心配いたしておるわけでござります。

それから、先ほど来私の参考意見の中にも申し述べさせていただけたわけでござりますけれども

○板川委員 五〇%を三三%にするとか、こういう方法

だつてありますけれども、五〇%に線を引いて四

九%をどうするのだとか、そこに不合理があるか

らおかしいというのは基本的な争いじやないで

しょう。もし必要があれば、私ども公取も、そ

の線は今度は次の機会に基準を下げることも可能

であります。

○中島(源)委員長代理 午後二時二十分から委員

会を開くこととし、この際、暫時休憩いたし

ます。

午後一時三十八分休憩

午後二時二十二分開議  
○武藤(嘉)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

参考人に対する質疑を続行いたします。西中清君。

西中委員 長時間御苦労さんでござります  
最初に、徳永参考人にお伺いをいたしたいわけ  
でございますが、私は、この四月十二日だったと  
思いますが、読売新聞に掲載されました山中先  
生、坂川先生、正田先生、そして鹿永参考人の四

人の方の対談を拝見いたしましたわけでございますが、この中で、徳永参考人は、「われわれからみると、政治家は少し不まじめではないか。法律は必要があつて作るものである。」といったようなことを述べておられました。先ほどのお話は政治家は少し不まじめであるというところまではおしゃらなかつたわけでござりますけれども、若干そういったようなニュアンスを感じるようなお話をあったような気がいたしておりますが、この御意見は私たちとしては少々残念でございます。

本来、私たちは大企業を悪だというようにも考へておるわけではありません。自由企業体制を尊重するという立場で私どもは貫いてきておるわけでございます。しかるに先ほど来徳永参考人から、狂氣の時代へ逆戻りするとか、今回の独禁法の改正是良識ある国民は不可解と思つてゐるとか、そこのほか企業の努力に感謝の意を表してもいいので

はないかとか——一面部分的にはそういったことは言えるかもしませんけれども、こういったことをおっしゃられますと、私たちとしても、ある面で言えば私たちの態度についてなお一層考えなければならないということもあるわけでございましょうけれども、いずれにしても若干私たちとしては疑義を持つておる次第でございます。

そこで、質問をいたしますけれども、徳永参考人は、いわゆる独裁法の改正問題が、あたかもも

の狂乱物価のときを契機として出てきた問題であるというような意味のとらえ方をしてお話をされておられたようでござりますが、これは果たしてそうなのかどうかなどいう点について私は疑問を持つておるわけでございます。確かに、あの狂乱物価の際、あのときを契機として独禁法の問題が大きく世論の中心、話題の中心となつたことは事実でござりますが、しかしながら、この独禁法の改正問題はあのときから問題になつたわけではなくて、少なくとも昭和四十年代に入つてから独占禁止法の強化、改正というものは非常に根強い動機として起つてきておるものではないかと私は思つております。

たとえて言いますと、昭和四十五年の七月二十八日に、独占禁止調査会の「管理價格問題についての中間的とりまとめ」といったものがございましてたけれども、その中で、企業の分割等は現行独占禁止法では行うことができないが、独占禁止政策の枠内に属し、立法論として考えられるもの、といったように報告が出ておるわけでございます。これは昭和四十五年でございますから狂乱物価以前だと思ひます。しかも、このメンバーの中には斎藤英四郎さんがおられる。おたくの社長さんはないかと思ひますけれども、それから鈴木治雄さんといった産業界の代表者も入つておられたわけですね。ですから、急激に狂乱物価のときからこの問題が出てきたということよりも、それ以前からかなりの論議があつて、また改正の動きがあったと私は認識をしておるわけでございまます。

この独禁法の取りまとめというものは、公取の立場でというよりも、新経済社会発展計画あるいは経済白書、国民生活白書などを背景に置いてなされておることは言うまでもございません。ですから、私は、先ほどからの徳永参考人の御認識については妥当ではないというように考えておるわけでござりますけれども、その点はいかがでございましょうか。

〇徳永参考人 独禁法のリポートは私は詳細に存

じておりますが、ただ、私の会社の社長である斎藤氏も委員会のメンバーで——これは懇談会ですからフリートーキングのような会でございますけれども、それから、あるいは関西電力の上野氏などなんかも委員のよう聞いておりますが、そこでわれわれはときたま雑談的に様子を聞いておるわけでありますけれども、学者の方々と話が全然合はないということを申しております。これは結局、こんなことをオーバーに言うとまたしかられますけれども、日本の学者は外国の本はよく勉強なさいますが、しかし、日本の経済実体がどうであるかというようなことは勉強なさっておらない。

それで、私が最初のところで申し上げましたように、外国の本とか外国の事例とかをベースにした、仮定に立った論理の展開という立場での議論、主張、問題点の指摘というものが非常に多くござりますが、どこの国でも国さまざままでございまして、日本の風土というのは非常に違っております。その違つておるところをよく調べて、その実情に合うような議論をしてもらわないと、経済の大変な法律であります独占禁止法を議論なさるときに間違いが起りますので、私は、ここへ二十六日に参考人としておいでいただきました正田さんなんかとはいふも議論になるといふが、けんかになるといいますか、私どもは、日本の学者はどうして仮定の議論で外国の例からの論理だけを追求なさるのか、現実をどうして勉強していくべきないだろかという感じをしているのでござります。

したがいまして、そういう方々の物の考え方なり意見なりというものが前からあることは知っていますが、しかし、私が申し上げたいと思いましてのは、今度も申しましたように、日本では大企業あるいは寡占企業が悪いことをするのだといふ前提に立たなければああいうものはできないだらうと思うのであります。そういうことがいままするのは、今度も申しましたように、日本では大企業がないだろかという感じをしているのでござります。

○西中委員 重ねて徳永参考人にお伺いします。  
よその国と事情は違うのだとということはわからぬではありませんが、ただ、昭和四十年代に入りましてから世界各国が独占禁止政策の強化を行っております。詳しい点を述べることはできませんけれども、西ドイツは一九七三年、イギリスは一九七三年、アメリカが一九七四年、カナダが一九七五年、フランスが一九七三年、オーストラリアが一九七三年というように、要するに独占禁止法の強化というものは世界各国の趨勢であることはこれを見てもよくわかると思うのですね。日本でも独禁法の強化が叫ばれて、また、国会でどうして論議の対象となつてからもかなりの日にちがたつておるわけでございまして、むしろ今日こうして迎えました改正については、これはある面で言えばそう早いとは言えない、遅きに失していくのではないかということも私は考えておるわけですがございますが、いずれにしましても、こういう問題についてどうお考えになつておるのかお伺いをいたしたいと思います。

○徳永参考人 日本の独禁法というのはアメリカのディレクティブをもとにして、それを數年かかけて勉強してつくり上げ、それからまたさらに一、二度の改正があつたということでございますけれども、それは日本の実態に合わせることなくなされたということであつたと思います。相対的に考えましたら、むしろ日本の独禁法というものは非常によくできている法律だと言えるのぢやないかと私は思います。

アメリカの独禁法というのは一つの積み上げ的な法律になつておりますけれども、日本のものはある意味で論理的、体系的にできてきておるといいますか、公正競争確保重点ということではりっぱな法律だと私は思つております。ただ、日本の経済実体に合わないところが全然ないわけではないと

いうことが、これまたそういう意味の勉強がいるのではなかろうかと思ひますけれども、それを網念でやらないで、日本の産業一つ一つが含んでおる問題を分析し、調査して、そういうものの積み上げでどういう対策が要るのかといふうにつくられるのがいい法律ができる手順ではないのかと、いう感じが私らはいたしております。

〔武藏（夏）委員長代理着席】

ござりますけれども、そういうようすに実態と遊離してつくつたらきっと間違いが起ころうという感じがするものですから、そういう意味で、日本で何かおつくりになり、改正をなさるときには、そういう産業の本当の実態を調べてから、あるいはビービアを調べてから、あるいは問題点を調べてから、それから出てくる答えといふものでないといふに合わない、ということになります。弊害が起ころう危険があるということになるんじやなかろうかと考へるわけでございます。

独禁法の母國とも言えるアメリカにおきまして、厳しい経済事情から一九三〇年代には独禁法を一時停止したほどであるというような例をお引きになりました。したがつて、現在日本においても独禁法を一時停止すべきであるくらいなお考えのよう伺つたわけでございますが、本当にこの問題をそういうようにお考えになつておるのかどうなのか、もう一度確認をしたいし、同時に、また、先ほど参考人が挙げられました事例は、一九三三年の産業復興法で一時カルテルを認めたことがありますたけれども、恐らくそれを指して言つておられるのじやないかと思います。違つておればおっしゃつていただきたいと思いますが、しかし、この法律は一九三五年に最高裁判所で違憲であるとの判決を受けて効力を失つております。こうしたことについてどのようなお考えか、お伺いしたいと思います。

とか、表現をオーバーにして申しておるわけでござりますが、いまの産業界の実態は、そういう産業をどうやって救うのかという、救うという対策の方が切实な問題なんですよ。そのためには独禁法だけではカバーできない、独禁法のカルテル規定を含め、また、カルテルも極端に言つたら強制カルテルも要るかもしれない、あるいは設備整約、廃棄が要るかもしれない、国家援助が要るかもしれないというように業種業態が違うのですけれども、本当にそういうように過当競争の結果困っている業界がざらざらあるわけですから、そういうものを特定して、特定したものには特別の適切な対策を生み出すための委員会等も設けまして、その対策に沿った政策は何でもできるというような仕掛けがこの際望まれる時代で、それが当面重要な問題ではないのでしょうか。

それは非常に大きっぽく言いますれば、独禁法をきつくするより緩くするという方向にある業種については——これは全業種と言つてゐるわけではございませんが、ある業種についてはそうなるでしょう、そして、そっちの方が大事な時期なくらいにいま大変な時代と思いますが、ということを申し上げておるわけでございます。

○西中委員 私はいま徳永参考人にいろいろお伺いして申し上げましたけれども、結局のところは企業がこうした経済不況の中にあって、先ほどから皆さん方からかなり強気のお話がございましたが、それはむしろ独禁法を軽視していくこういうような雰囲気すら感じるのですが、これは私の感覚ですから、間違つておれば御容赦いただきたいと思います。

これもまたアメリカの例になりますけれども、一九三八年の四月二十九日に、時のルーズベルト大統領がいわゆる独占教書というものを持議会に送つておることも御承知かと思いますが、これがニューディール政策初期の独禁法を結局軽視したこと、という風潮の中から、それを心配した大統領がいわゆる教訓を述べておるという内容であらうかと思ひます。この教書の中にはたくさんの方の主張があ

るわけでござりますけれども、その一部を読んでおきますと、たとえば、「もしあなたが私の言う通りに行動されると、あなたはよく管理された小企業の力が合理的な利潤を生むという結果を知るに違いない。この機会の喪失が少數の支配的企業に産業支配の集中をもたらすことをわれわれは認めなければならない。われわれの現在の現状の原因は、多くの産業分野、特に経済力集団が最も明らかな基礎的製造業において価格競争がなくなつていていることである。」と言い、また、別の項目で、「反トラスト法違反にかかる大部分の苦情は事業者からのものである。最も独占的な事業者は、自分以外のすべての独占を認めない。われわれはこれを人間性のあらわれであるとして笑うことはできるが、各企業集団が各自の利潤を確保するための独占的支配の効果が国民全体の購買力を減小するという事實を笑うことはできない。」と言つています。これは何も皆さんの企業がそういう意味で言つてはなくて、少なくとも大統領が寧ろ、独占状態の中でこうした教書を出した意味といつものについて、非常にくどいようございまして僭越でござりますけれども、もう一度お考えをいただきたいという意味においていま述べたわけでございます。

そこで、時間の関係もござりますから一、二、三具体的な問題について移つていただきたいと思ひますが、徳永参考人、佐治参考人、國井参考人に御答弁をお願いしたいと思います。

独占的状態あるいは同調的統合の報告対象となるとして一応シニアというものが示されておるわけでござりますけれども、これは全くの一つの目安でござらないと私は思つております。この議論の中では、このシニアの問題だけを取り出しているいろいろ言われておりました。そして、被害者の立場でいろいろとお述べになつておったようですが、これは少し神経質というか、オーバー

バーではないかというような取引方を私はしておったわけでございます。

独占的状態を一つ例に挙げてみましても、たとえば西ドイツでは一社三分の一、三社二分の一、五社三分の二、イギリスでは一社四分の一といふような形でござります。しかし、今度の改正案のシェアの基準というものは、御承知のとおり一社二分の一、二社四分の三でかなり緩いといいますか、他の国と比較しましてそう厳しいものとは言えないのでございません。したがつて、この基準を置いたことについて、先ほどからの論議でいろいろとおっしゃっておりましたけれども、そう目に角を立てるものではないのじゃないかと思うように私は思つておりますけれども、いかがでございましょうか。

○徳永参考人　しばしば申し上げておるのでござりますけれども、日本の産業は日本なりのビービアを持っておるという現実から見まして、外国がこういうことをやつたから日本にも要るんだという発想はいかがなものでございましょうかという意味で、むしろわれわれは納得いかないという感じのことを申し上げておるわけでござります。外国の事例あるいは学者の論理というものは、日本の現実とそぐわないという感じ、そういうことでいま申し上げておるわけでございます。

○佐治参考人　私の参考意見でも申し述べたわけでございますけれども、独占は決して即、悪ではないという信念を持っております。少なくとも現在までに日本に独占の弊害というものは、皆無ではないかもわかりませんけれども、きわめて少なかつたに違いないと思うわけであります。しかし、独禁法を法律として解釈いたします以上は、やはり、法文に出ております市場占拠率というものが法律適用の対象になるわけでございます。あるいはまた、その独占状態であるという認定の基礎条件といふものも法律適用の場合の厳密な規範になるわけでございます。そういふ意味から、独占状態の御認定には市場占拠率のみならず、あるいは市場占拠率とともに法文にうたわれております

ます弊害、つまり、新規参入の困難あるいは価格

ない事実でござります。

ります。

ピンのマルコスさんも、何だ、東京の空はずいぶ

の下方硬直性、上方彈力性といいますか、それからそれに伴う過大な一般管理費、販売費あるいは過大なる利益率、そういったもの以外にもっと広く、その寡占状態によつて公共の利益が損なわれているかどうかということを判断の基準におかえを願いたい、かように申し上げてゐるわけでござります。

結局、私の言いたいことは大企業の社会的責任  
ということでございます。そういう面からいきま  
しても、ある一定の枠を決めるこぐらいはそろ  
妥当性を欠いたものは私には思えないのですけ  
れども、非常にくどいようでございますが、先ほ  
どの御三方に御答弁をいただきたいと思いま  
す。  
○徳永参考人 具体例で申し上げた方がわかりや

あるいは、新都市開発のための新しい交通システムに対応するものを開発するとか、いわゆる人運転のいろいろなものでございますが、そういう形あるいは鉄道技術そのものを世界に売るという形で、私どもは中心はそれをいまエンジニアリング本部でやつておりますが、すでに数千億の陣容を擁し、売り上げも数千億になるくらいまで成長してござりますけれども、それが

ス 無 に 名 二 か に ん き れ い じ ゃ な い か と お つ し ゃ り 、 この 前 の ア メ リ カ の 大 統 領 も そ う お つ し ゃ つ た と い う ぐ あ い に な つ て お る 。 こ れ は 非 常 に 結 構 な こ と だ と 思 つ て お る わ け で ご ざ い ます が 、 こ れ は 意 識 し て わ か り 切 つ て そ う い う こ と を し た と い う ふ う に 御 理 解 い た だ か な い で 、 そ の 必 要 性 が わ か つ た ら 本 当 に 金 を 借 し ま す に や る と い う の が 日 本 の 大 企 業 の ビ ハ ー デ ン ど と い う こ と を 御 里 解 ひ た ど き た い と 思

○國井參人 午前の意見でも申し上げましたけれども、発想の仕方といたしまして、まず出发点としてシニアが高いということを第一段に取り上げておられるが、こういったことが独禁法改正案で言つております寡占の弊害というものを果たして導くものになるのであるうかということを考えましたときに、私どもの身の回りの今までの経

結局、私の言いたいことは大企業の社会的責任ということをございます。そういう面からいきましても、ある一定の枠を決めてことさらには妥当性を欠いたものは私には思えないのですけれども、非常にくどいようでございますが、先ほどの御三方に御答弁をいただきたいと思います。

○徳永参考人 具体例で申し上げた方がわかりやすいと思いますが、アメリカの鉄の会社では、企業を伸ばすためにもうかりそうな他部門をばつと買収してでも発展を図るというようなことをやります。私の会社が合併しまして、本社機能といいますか、それにある程度ダブつきができるといいますか、そのエネルギーをどうやって作業の発展に結びつけようかということで考えました対策と

あるいは、新都市開発のための新しい交通システムに対応するものを開発するとか、いわゆる人運転のいろいろなものでございますが、そういう形あるいは鉄の技術そのものを世界に売るという形で、私どもは中心はそれをいまエンターリング本部でやつておりますが、すでに数の陣容を擁し、売り上げも数千億になるくらいまで成長してまいりましたけれども、それがわれの指向としておる姿でございまして、アメリカの鉄屋は別のスタイルであります。先ほど申し述べたような、あの部門はもうかりそうだといふと、すぐ買収するというのがアメリカのスタイルでございます。その辺が日本の企業のビービー違うのだということの一例の意味で具体的に

ス無上にかくはるにあれば、日本が勝つことはない。しかし、これが現実となつておる。これは非常に結構なことだと思っておるわけでござりますが、これは意識してわかり切つてそういうことをしたというふうに御理解いただかないと、その必要性がわかつたら本当に金を惜しまずによるというのが日本の大企業のビジネスペーパーだということを御理解いただきたいと思います。

大企業はそういうことで、人に恨まれることは会社の仕事の信用にかかわりますし、そこが外人にはなかなかわからぬところですが、日本ではちつとも犯人が出ないといふが、犯罪者が出ないといふが、規則ができる罰則適用を受けるまで出で、二言、まず第一、日本の場合によつては

験というものから見て、高いシェアを占めておるものが言つておられるような弊害を一向に生じておらないし、今後も恐らく生じないのではないか。うかということから、そういう考え方自体に問題があるのじやなかろうか、むしろ逆に社会に非常に貢献するための競争あるいは合理化、技術改善というものが他の場合よりももつと激しく行われ、効果を上げているのではないかろうかといふ。

結局、私の言いたいことは大企業の社会的責任ということをございます。そういう面からいきましても、ある一定の枠を決めるごとやらいはそぞ妥当性を欠いたものは私には思えないのですがけれども、非常にくどいようございますが、先ほどの御三方に御答弁をいただきたいと思います。

○徳永参考人 具体例で申し上げた方がわかりやすいと思いますが、アメリカの鉄の会社では、企業を伸ばすためにもうかりそうな他部門をばつと買収してでも発展を図るというようなことをやります。私の会社が合併しまして、本社機能といいますか、それにある程度ダブつきができるといいますか、そのエネルギーをどうやって作業の発展に結びつけようかということで考えました対策といふのは、これは日本はアメリカとは全然逆でございまして、日本ではよそ様のおやりになつていることをしてはしかられるといいますか、よそ様のおやりになつていい仕事でこれだけの多角的な多面的な人材を持つておる企業のエネルギーを動員して、そしてどうして世の中の需要に対応していくたらいいだろかというようなことで目標を設定いたしまして、具体的に着手しましたこと

あるいは、新都市開発のための新しい交通システムに対応するものを開発するとか、いわゆる人運転のいろいろなものでござりますが、そういう形あるいは鉄の技術そのものを世界に売るという形で、私どもは中心はそれをいまエンジニアリング本部でやっておりますが、すでに数の陣容を擁し、売り上げも数千億になるくらいまで成長してまいりましたけれども、それがわれの指向しておる姿でございまして、アメリカの鉄屋は別のスタイルであります。先ほど申し上げたような、あの部門はもうかりそらだといふますと、これは世界じゅうが知らなかつたのです。産業からの廃棄物というもので、それらをどうものを確かに起こしましたが、しかし、考へたところが日本企業のビービー違うのだということの一例の意味で具体的に上げたわけでござります。

それから、いま公害の問題がございましたのも、公害の問題は、水俣その他不幸な事態のものを確かに起こしましたが、しかし、考へたところが日本企業のビービー違うのだということの一例の意味で具体的に上げたわけでござります。

ス無いが、二名に上からでしてはされれていて、それと健と問題ですが、この問題については当商工委員会で、最後に、町田参考人に伺いますが、株式保有のことがござる大企業は、そういうことで、人に恨まれることは、会社の仕事の信用にかかわりますし、そこが外人にはなかなかわからないところですが、日本では、ちつとも犯人が出ないというか、犯罪者が出ないといいますか、規則ができると罰則適用を受けるまで出ないと言いますが、日本の場合にはそちらがござる。その辺が大企業のビービアであるということも御理解いただきたいと思います。

○西中委員　あとのお二人の方にお伺いしたいのですけれども、時間が参りましたので失礼をさせてもらいます。

大企業はそういうことで、人に恨まれることは、会社の仕事の信用にかかわりますし、そこが外人にはなかなかわからないところですが、日本では、ちつとも犯人が出ないというか、犯罪者が出ないといいますか、規則ができると罰則適用を受けるまで出ないと言いますが、日本の場合にはそちらがござる。その辺が大企業のビービアであるということも御理解いただきたいと思います。

大企業はそういうことで、人に恨まれることは、会社の仕事の信用にかかわりますし、そこが外人にはなかなかわからないところですが、日本では、ちつとも犯人が出ないというか、犯罪者が出ないといいますか、規則ができると罰則適用を受けるまで出ないと言いますが、日本の場合にはそちらがござる。その辺が大企業のビービアであるということも御理解いただきたいと思います。

私はこういう考え方でございます。  
○西中委員 先ほども申しましたけれども、私も  
シェアの大きい企業は悪だという立場に立ってお  
るわけではありませんが、ただ、大きな経済力をも  
つてこととして会社の利益を図るという場合に力を乱  
用し、また、それでそれが得き得るという可能性を  
が客観的に言つてやはり強いと見るのがまず常識  
だらうと思います。

結局、私の言いたいことは大企業の社会的責任ということです。そういう面からいきましても、ある一定の枠を決めることがやらいは妥当性を欠いたものは私には思えないのですけれども、非常にくどいようでございますが、先ほどの御三方に御答弁をいただきたいと思います。○徳永参考人 具体例で申し上げた方がわかりやすいと思いますが、アメリカの鉄の会社では、企業を伸ばすためにもうかりそな他部門をばつと買収してでも発展を図るというようなことをやります。私の会社が合併しまして、本社機能といいますか、それにある程度タブつきができるといいますか、そのエネルギーをどうやって作業の発展に結びつけようかということで考えました対策といふのは、これは日本はアメリカとは全然逆でございまして、日本ではよそ様のおやりになつていることをしてはしかられるとしますか、よそ様のおやりになつていな仕事でこれだけの多角的な多面的な人材を持つておる企業のエネルギーを動員して、そしてどうして世の中の需要に対応していくかというふうなことで目標を設定いたしまして、具体的に着手しましたことで申し上げれば海洋開発で、これは外国にあります。しかし、日本にはありませんでした。日本でそのための専用船をつくり、沖縄の海洋開発工事、インドネシアの海洋開発工事、あるいはパイプラインの工事等でいまは中近東まで船團を出しておりますけれども、そういうことをやつたり、あるいは社会開発事業ということで、社会の求めるものは何であろうかということで、ある

あるいは、新都市開発のための新しい交通システムに対応するものを開発するとか、いわゆる人運転のいろいろなものでござりますが、そういう形あるいは鉄の技術そのものを世界に売るという形で、私どもは中心はそれをいまエンジニアリング本部でやっておりますが、すでに数の陣容を擁し、売り上げも数千億になるくらいまで成長してまいりましたけれども、それがわれの指向しておる姿でございまして、アメリカの鐵屋は別のスタイルであります。先ほど申げたよだな、あの部門はもうかりそうだといらすぐ買収するというのがアメリカのスタイルございます。その辺が日本の企業のビービー違うのだということの一例の意味で具体的に上げたわけでございます。

それから、いま公害の問題がございましたのも、公害の問題は、水俣その他不幸な事態のものを確かに起こしましたが、しかし、考みますと、これは世界じゅうが知らなかつたのです。産業からの廃棄物というもので、それ康に害があるというもので、これはニクソン大統領の経済白書にもちらり環境白書の中に出りますけれども、アメリカでも知らなかつたで言つておりますことは、水や空気がこんで壊れやすいものとは知らなかつた、しかしながら幸にして國土も広く、その約四割を公園地で持つておるので、その適正配置、住宅と工場とを分離するとかあるいは技術開発とか後はうまく対処していくこうということを言つります。

先ほどからの御意見を伺っておりますと、今後ともそういうことはあり得ないという確信であるようですが、さいますけれども、従来国会で問題になりましたところのいわゆる売り惜しみ、買い占め、それから環境破壊といった問題を考えまして、これは独裁法の問題とは若干別でございまも、うういたいいろいろの経過があったことは否定でき、別ではござりますけれども、企業によつてそ

結局、私の言いたいことは大企業の社会的責任ということです。そういう面からいきましても、ある一定の枠を決めてことやらいは妥当性を失いたいものは私には思えないのですがけれども、非常にくどいようございますが、先ほどの御三方に御答弁をいただきたいと思います。

○徳永参考人 具体例で申し上げた方がわかりやすいと思いますが、アメリカの鉄の会社では、企業を伸ばすためにもうかりそな他部門をばつと買収しても発展を図るというようなことをやります。私の会社が合併しまして、本社機能をいいますか、それにある程度ダブつきができるといいますか、そのエネルギーをどうやって作業の発展に結びつけようかということで考えました対策といふのは、これは日本はアメリカとは全然逆でございまして、日本ではよそ様のおやりになつてることをしてはしかられるといいますか、よそ様のおやりになつていい仕事でこれだけの多角的な多面的な人材を持つておる企業のエネルギーを動員して、そしてどうして世の中の需要に対応していくたらいいだろかというようなことで目標を設定いたしました、具体的に着手しましたことで申し上げれば海洋開発で、これは外国にありました。しかし、日本にはありませんでした。

日本でそのための専用船をつくり、沖縄の海洋開発工事、インドネシアの海洋開発工事、あるいはパイプラインの工事等でいまは中近東まで船団を出しておりますけれども、そういうことをやつたり、あるいは社会開発事業ということで、社会の求めるものは何であろうかということで、あるいは新聞でお目にとまっているかもしれませんのが、溶鉱炉の技術で都市ごみその他を焼却してあげたらいまでの焼却よりもっといいものができますなどということです。数千万円かけて、すでに二、三年になりますが、ほぼ目途を得まして、いま東京都でぜひそれを使わせると、いうことで共同研究に入っています。実施規模に近いものの試験プラントをつくるというようなことをやってお

あるいは、新都市開発のための新しい交通システムに対応するものを開発するとか、いわゆる人運転のいろいろなものでござりますが、そういう形あるいは鉄の技術そのものを世界に売るという形で、私どもは中心はそれをいまエンジニアリング本部でやっておりますが、すでに数社の鉄屋は別のスタイルであります。先ほど申し述べたような、あの部門はもうかりそだといふまで成長してまいりましたけれども、それがわれの指向しておる姿でございまして、アメリカの鉄屋は別のスタイルであります。その辺が日本の企業のビーベーというのの陣容を擁し、売り上げも数千億になるくらいまで成長してまいりましたけれども、それがござります。その辺が日本の企業のビーベーというのの一例の意味で具体的に上げたわけでございます。

価といふことから価格は同調的になるのは当然だというような意味のお話がございましたが、その一方では、企業の原価は秘密であり、不可侵であるとおっしゃつております。もしそうだとするとれば、皆同じ價格だということになつてくれれば原価は秘密ということはなくなつてくる。要するにみんな一物一価で同じものだということになれば、それは当然秘密でなくなるはずですね。ですから、おっしゃつてある意味が、片方では一物一価で同調的になるのは当然だとおっしゃり、ただし原価の方は不可侵だということは、結局これはどういうことかというと、消費者なり国民が受け取る方の感覚から申しますと、原価は秘密だ、みんなそれぞればあらあらあかすことができないのだ、企業の秘密なんだ、しかし價格は同じだということにならうかと思ひます。ですから、国民は、一体原価はどうなつてあるのかという疑問をどうしても持つことになるのではないかと思うのですが、こういう点についてどういう御見解か、お伺いしたい。

以上、三点で終わりたいと思います。

○町田参考人 昭和四十年代に入つてから企業の株式保有が非常にふえたことに對する御説明を申し上げさせていただきます。

経済自由化の最終段階として、四十年代に入りまして資本の自由化というものがはつきり制度化されました。したがいまして、當時各企業は、企業防衛という意味合ひも兼ねまして安定株主工作を一齊に推進してまいりました。それがまず一つの大きな動機であったかと思ひます。また、四十年代初期はまだ高度成長が非常な勢いで進んでおりまして、経済全体が拡大しておりました。したがいまして、総合商社にとりましても、商城の拡大に関連する新産業の導入あるいは流通近代化等々の動因から株式の保有があつた、こういうふうに承しております。

○喜多山参考人 お答えします。  
弊害があつた場合の取り扱いをございますが、

今まで、私たちは、經營協議会におきましてかよう弊害がないなということでおきました。したがつて、今後とも經營協議会の場におきまして、經營政策につきましては十分チェックをしていくつもりでございます。

ただ、弊害があつた場合には、当然ながら労働組合の同意を得てほしいということでございます。このことは当該労働組合労働者の労働条件並びに雇用が将来的に安定的に確保されているかどうかということを労働組合としてはチェックをしたいということです。

○徳永参考人 原価を公表するとかしないとか、原価を調べるとか調べないとかいうことをなさらないで、ここにいらっしゃいます方々の產品がよそよそ安いとか高いとかいうことは担当官庁ならすぐわかるところでございます。

それから、どの程度もうけておるかもうけてい

ないかは考課表でちゃんと出でることでござい

ます。そういうことでおかしなことをしているか

上げます。そういう言ひ方であります。

○中島(源)委員長代理 玉置一徳君。

参考人にお伺いを申し上げたいと思

います。

それから、いま一つ、一物一価だから同調値上

げといふ方もできますが、先ほど来る申し

上げましたように、買い手も産業人で厳しい競争

にさらされております。売り手の方もそういう状

況にございます。その際に、売り手がほとんど全

部が同じくらいい原料が上がり、賃金も上がつ

て、このままだたら赤字になつて大変だから値

上げさせてくださいといふ値段がそろわない限

り、買い手はどこかが先に言つたがらじやおまえ

のところから高く買つてやるからと、そんなばか

なことをするはずがないじやございませんかとい

うことを申し上げておりますわけで、それでみん

な値上げがそろつて、そのうちの低そうなもの

をそろえてみまして、じゃ幾らづぐらいで買つ

てやらなければしようがないなということで、それは自分も買うと同時にほかの同業者はそれよりも安くは買わないという前提で見定めがつくといふことは値が決まるときには一緒でしか決まりませんか、それで値が決まることになりますので、それ以外のありようはないのですよということを同調でございます。

これは品物の性質が同じような品物である

ことでも由来しますけれども、現実の商売か

ら見たら、まさしく売り手も買い手も厳しい産業

人であるということでそうなつてしまふのです

よ、これは必ず同調ということになるのですよ、それ以外のありようはないのですよということを御理解いただきたいわけで、それ以外のありよう

がないものについてうんともうけておるとか、も

うけておらぬとか、原価を調べるとかといふ形

は、これは独禁法のらち外で、むしろ産業の国家

管理ということにつながるようなことではないで

しょうか。世の中は品物が多いですから当然そ

なるような——別に考えるということじやない

おかしくないでしょかということを申し上げて

おるわけでございます。

○西中委員 終わります。

○玉置委員 参考人にお伺いを申し上げたいと思

います。

本日は昼飯もえらく遅くなりましたのにお気

張りただいており、おまけにきのうのテレビで

すか、それによるとあたかも物事が済んでしまつたような感じを与えまして、参考人にはまことに非礼なことだったと思ひますが、いきさつは政審会長会談の話でありまして、運営はすべて理事会でやりますので、せっかくの御意見は附帯決議その他いろいろな場面で十分反映させることもござりますのでひとつお許しをいただきたいと思いま

す。

そこで、きょうお述べいただきました数々の意見を拝聴いたしましたら、すべて皆さん方は構造政策に不満をお漏らしになつております。私も、

獨禁法の問題が一番初めに出ましたときが狂乱物

価の後を受けてであります。非常に社会が騒然としていたときで、その憤慨がそのまま独禁法にかたまつてきただよな感じがいたします。不況に

かたまつてきただよな感じがいたします。

そこで、構造政策でございますが、御承知のと

おり資本主義も爛熟し、しかも海外の関税障壁を

取扱つてまるつきり裸になって世界の市場で競争

されておるわけでありますから、勢いそれは巨大

にならざるを得ないわけであります。いわば、悪

い言葉で言えば寡占体制という形がきておるわ

けであります。どの業界も、基礎産業におきま

にならざるを得ないわけであります。いわば、悪

い言葉で言えば寡占体制という形がきておるわ

けであります。六社もしくは八社というものが大体

を占めておるのですが、寡占価格を形成されない

ようになります。こういう分割以外に方法があるか

どうか、あるいは外国の例としてはどういうよう

な形をとつておるか、海外にも詳しい方々ばかり

でありますから、こういう問題についてひとつ御

所見をお伺いしたいと思います。

〔中島(源)委員長代理退席、委員長着席〕

ちょっと質問の趣旨がわかりにくかつたかと思

いますのでもう一度詳しく申しますと、皆さんの

お話を、構造規制というものは産業政策であるか

ら、独禁政策ではなくて構造政策として、何か違

う観点でどうしても物をやらなければならないの

いきますので、この不況産業、不況業種がたくさんある

考へ方だと思います。私も非常に心配しております

じやないかといふことを考えられる一つの大きな

人並びに佐治参考人から御意見を伺つてみたいと思ひます。

性の証明がないのにそういうものをつくろうといふのは行き過ぎではないんでしょうか? という感じ

法律の立法者の趣旨に合わないんじゃないのかと私は思います。

らんでおると「う」とを念のために申し添えさせ  
ていただきたいと思ひます。

○徳永参考人 私が先ほどから申し上げております  
す感じは、日本では寡占企業を国家的な監視をす

○佐治参考人 寡占を日本で何らかの監視下に置  
でござります。

そういう観点から、皆さんは、こういう業種指定の商品ごとの分類、分割等々のこと皆さんの

○玉置委員 同調的値上げですが、御承知のとおり、皆さんのおっしゃるとおりでありますて、私

るとか、そういう形は要らないはずだと申し上げておりますが、しかし、世の中にある意味のその種の風潮があることは事実でございます。そうしますと、その適当な形というものは、私の意見といいますか、いろいろな人にもちょっとと聞いてみましたが、それはそれの方が常識的だなと言われたのでございますが、それは単独法でもつくりまして、ある種の特定業種につきまして行政官庁が常時状況把握をする。これはあんからいろいろしておるわけですから、そういう意味の調査を常に見ておって見守つておるのだというような形と、それから第二段階に、もし必要なら、権力的な分割とかなんとか妙なことではなしに、ちょっとこの辺に問題がありはしませんかどうですかというようなことを、いわば勧告とでも申しますか、そういうような形で一緒に議論してみるとか、それはそういうものに審議会を置いてもよ

私が申し上げたいのは、企業が大きいから、あるいはそれに対する対策を講じる必要はないところはないということは先ほども申し上げたとおりでございます。むしろ、寡占企業はそれを独占禁止法上の優等生であるというやあいに考えております。

先ほどお話をございました同調値上げ、管理價格というのがよくわからないのですけれども、いわゆる同調値上げということになりますれば、同調値上げそのものは現在の独禁法でも禁止されているのではないかと思います。また、大きな力の乱用に関しましても、それが自己の優越的な地位を利用した不公正な取引というような場合にも、極端な場合は、現在の独禁法に言いうわゆる行為規制によって企業の営業の一部譲渡を命ずるということすらできるような法律になつておるわけでございます。

○徳永参考人 前にどなたかの御質問にお答え申し上げましたが、鉄の場合で考えますと、ブリキが九葉種の中に入つておるわけでございますが、ブリキというのは、これは鉄を大きく分けまして板類、それから板類をまた二つに分ければ薄板類と厚板類ぐらいに分けられるわけでございます。あとは形鋼類になるわけでござりますけれども、その薄板のその先の加工製品にすぎないわけでございます。すずをつければブリキになり、クロムをつければステンレススチールになり、あるいは亜鉛をメッキしますれば亜鉛鉄板になるというようなことになつてしまひますので、その辺でブリ

も質問をしておったのですが、ほんと素材が海外から同じような値段で来ております。少量じやなしに大量に入るわけでありますから、いわば国際的な生産カルテルのような形でいま入らざるを得ないわけであります。こういう中で労働賃金もベースアップがほぼ同じであり、電力代金も同じだというようなことになりますと、しかも大きな設備になりますとこのごろほとんど近代化されておりまして、これにも特殊な特別なというようなものは余り見当たりませんが、この中で、同調的値上げという条項について皆さんはどのようにお考えになつておりますか、どうしてほしいと思われますか。

ろしいかと思いますけれども、そういう形のもの  
ぐらいがほどほどで必要ではないのかと思うので  
す。

るいは市場占拠率が高いからという理由だけで、その力を乱用した結果生じた弊害であるとは言えないような弊害要件によって企業が分割されかねない。

キだけを取り出すという感覚。しかもそのための利益はどうだとか、それからもうけ過ぎであるとかないとか、そんな計算は本当に――まあつくれ

うか。それが不思議でしようがない、ならざるを得ないことがわかり切つておるじゃありませんか」ということが言いたいし、それから、もうけてお

ないという現在の法案に疑問を抱いておるわけであります。

と言えばやむを得ずしかつくれないということをございまして、その点はわれわれのようなもとからつなかつておる品物について、ああ、う物の見

るかもうけていないか、財務諸表をごらんになれば御案内のように鉄は非常に低い利益でがまんしておりますし、また、では日本の消費者に害に

問題点とかいろいろなものを多角的に総合的に非常に高度な判断の要る仕事でございますが、これ

が、この間これのガイドラインが出来ました。これがただ審議の資料として、一応のガイドラインと

方がいいのか悪いのか、そこに問題があると私は思います。

なつておるかといえば、外国のどこよりも安く供給いたしておりますし、それでお立ち入つて調

ねやけりとうしてもふたんからそういうことを心がけており対処しておるいわゆる主務官庁でなければ本当の適正な判断はできないのではないか

して、事務当局の試案として出たわけあります  
が、ああいうものが公取委員会で制定され、公取  
委員会が自由に改廃できる。なるほど意見を聞く

画一に法律をおつくりになつても、どうやつて適用なさるつもりなのかわれわれも対応するのに困るという、そういう問題をはらんでおると思ひ

へなければならぬということは、それこそ原価を調べるとかいうようなことになりまして、自由経済の基本を害し、それによつて鉄を国家管理する

かと、私はそういう気がいたします。  
日本の現状に対しましてはその程度のもので必要かつ十分ではなかろうか、本案のように悪いことをするものだと一もちろんいままではないけれども、悪いことをするものだ、その条件はこうしたことだよ、そうなつたら分割してしまうのだぞというふうに、そこまで立ち入った実体的必要

ということにはなつておりますが、そこにかなりの不安を皆さんに持たせておるよう聞くのです  
が、これをどうしたら皆さんのが御安心をされるか  
ということも、しかも、この法律を守つていこう  
じゃないか、育てていこうじゃないかといふ気持  
ちでなく、この法律そのものを避けていこう、逃  
げていこうという形では、せつかくつくつておる

ますので、これはよほど慎重にやっていただかな  
ければならないと思いますが、では、それはどう  
したらいいのかということをごさいますけれど  
も、やはり、産業官庁ともよく相談なさり、われ  
われの話をよくお聞きになり、ただ統計で分類し  
たらこうなつておるからこうだというようなこと  
でおやりになつたら動きがつかなくなる問題をば

とおっしゃるなら別ですけれども、それだったら日本の鉄は伸びないと思います。

人がいま値上げされても需要家は相手にしておりません。いま日本鋼管はまだ出していないようでございますが、私どもや佐金、川鉄がきのう発表いたしました。日本鋼管の値もそのうち出るでしょう。それからでなければ需要業界は相手にいたしません。また、相手にして、決めるときにはどこの品物も同じ値でしか買ってくれないというものが実態でございます。決まるときは一緒に値段も一緒ということにならざるを得ないわけでござります。

その中にやがて血筋が、ぐんぐんと脈打つ。それは、決してございません。しかし、大体もう同じ値でしか決まらない。それでなければ買い手もたまらないわけです。自動車屋さんも競争しておるわけですから、自分はどこと同しならがまんするがといううことで、高いのを買うというのはがまんするわけがございません。そういうことになつて、決まるときは一緒にほほ同じということは、これすなわち同調ということですございまして、商売の実際からそうなるより仕方がないものが、同調はけしからぬかもしれぬからとにかく調べるよというのはどうしてもわれわれ理解がいかない。

だから、そういう明白にならざるを得ないような物質につきましてはまさかお調べになるつもりはないのでしょうけれども、それは例外だといふことを条文ではつきりすれば一番結構でございま  
すし、そうでない場合におきましても、そんなわ  
かり切ったものは報告徵収はしませんよといふこ  
とでもはつきりしてもらわないと、あの条文だけ  
からはどうなるかわからぬというような形といふ  
のは非常に実情無視のおかしな法律じゃないで  
しょうかということを申し上げたいわけなんで

○玉置委員 最後に、喜多山委員長にお伺いしたいと思ひます。

私もこの間質問をしておったのですが、御承知のとおり、そこに分割の命令を出すときには雇用されている者について十分に配意しなければならないということになっておるのですが、これは過

般の安宅の伊藤忠への合併でもよくわかりますよ  
うに、労働組合の諸君の、そこに働く人々の合意  
というものを取りつけたそういう案でないと事実  
上やつてみたところでなかなかできやせぬじやない  
か、できぬ場合はどうするのだ、「配慮」とい  
うのは一体どこでするのだ。審決前にするのか、  
審決と下してからするのか、審判中にするのかと

す。  
参考人各位には御退席いただいて結構でござります。ありがとうございました。  
この際、暫時休憩いたします。  
午後三時二十七分休憩

修正の第一点は、第一条中「大規模な事業の開始又は事業の大規模な拡大」を「中小企業者の経営者の安定に悪影響を及ぼすおそれのある事業の開始又は拡大」に改めるとともに、第三条以下における「大規模な」の字句を全部削除すること。

午後六時二十九分開議

卷之三

内閣提出、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありませんので、本案に対する質疑は終了いたしました。

104

○野呂委員長 本案に対し、橋口隆君外五名により、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・日本共産党・革新共同及び新自由クラブ六派共同提案に係る修正案が提出されております。

この際、修正案について提出者より趣旨の説明を求めます。橋口隆君。

## 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

Digitized by srujanika@gmail.com

○橋口委員 たたしす提出いたしました修正案につきまして、提案者を代表し、私から趣旨を御説明申します。

明申し上げます。  
修正案及びその要旨は、お手元に配付いたしました  
したとおりであります。



を執るべきことを命ずることができる。

2 第七条第四項の規定は、前項の規定による命令に準用する。

3 第八条の規定は、第一項の規定により中小企業分野等調整審議会が意見を聽かれた場合に準用する。  
附則第二条から第四条まで中「中小企業調整審議会」を「中小企業分野等調整審議会」に改める。

二 二 一〇	監察	観察	正誤	行段
				商工委員会議録第十四号中正誤